

學士叢書

西洋史

澤總吉著

文武堂發行

後編
39 6 26
內交

例言

- 一、本書は高等學校各專門學校の入學受験用及び教員檢定の受験準備用に供し併せて中學校、師範學校、高等女學校及び之れと同等の學校の豫習、復習及び參考用に供せんがために編述せるものとす。
- 一、以上の目的を以て編述せるものなれば長きに走らず、短かきに失せず、材料選擇、叙事の精粗是れ實に著者苦心の存する所たり。
- 一、從來此種の書は史實相互の聯絡を缺き歴史其者の本意義を失ふ者多きも、本書は紙數の許す限り其弊害を打破して史實相互の聯絡は云ふに及ばず、必要事項は悉く之を網羅し且なるべく其要領を得易からしめんことを期せり。
- 一、地名人名は讀者をして了解し易からしめんがため出来る丈註解を附加せる

も片々たる小冊子の到底許容する所にあらず、其大部分を除き去るの止むなきに至れるを怨みとす。

一、年代は實に歴史の骨子たり、著者別に西洋史年表の著あり、彼は骨にして之れは肉たり兩々相待つて、初めて眞正の歴史を修むるを得んか。

一、地名人名の稱呼は明治三十五年十一月發表せられたる文部省外國人名地名稱へ方及書き方取調委員の報告に據る。

明治三十九年三月十日

奉天大會戰一週年祝賀の日 著 者 識

西洋史後編目次

第三編 近世史

第一章 宗教改革

一、ドイツに於ける宗教改革……………	一
二、ドイツ帝とフランス王との 争覇……………	四
三、スパイエルの宗教會議とシ ウマルカルデン同盟……………	六
四、新教の認可とカロロ大帝の 晩年……………	七

第二章 宗教改革の反

動

一、ヨーロッパ各國に於ける新 教の弘布と其反動……………	九
二、イスパニアの強盛とオラン ダの獨立……………	三
三、イギリスの宗教改革とエリ サベタ女王の治世……………	二六
四、フランス宗派の争……………	三
五、三十年戰役……………	三五

第三章 フランスの勃

興

- 一、リシウリウー及びマザリンの政策……………三〇
- 二、ルイ十四世の偉業……………三三
- 三、イスパニア繼承の役……………三六

第四章 イギリスの革命

- 一、革命の破裂……………四〇
- 二、共和時代とクロムウエルの政策……………四二
- 三、王政復古と名譽の革命……………四四

第五章 ロシアの勃興

- 一、北ヨーロッパの形勢……………四六
- 二、ペテロ大帝の偉業……………四八
- 三、北ヨーロッパ戦役……………四九

第六章 プロシアの勃興

- 一、プロシアの勃興……………五一
- 二、フレデリキ大王の即位……………五一
- 三、オーストリア繼承の役と七年戦役……………五三

第七章 北アメリカ合衆國の獨立

- 四、ポーランドの滅亡……………五三

第四編 最近世史

第一章 フランス革命

- 一、フランス革命……………五八
- 二、ナポレオン一世の事蹟……………六四
- 三、ナポレオンの失勢とウィーン列國會議……………八一

第二章 フランス革命後のヨーロッパの國情

- 一、新大陸に於けるヨーロッパ各國の植民政策……………五三
- 二、北アメリカ植民地の獨立……………五九
- 三、北アメリカ合衆國政府の確立……………六二

第八章 ロシアの侵畧とポーランドの滅亡

- 一、ロシアの東方侵略……………六二
- 二、ポーランド王位繼承の役……………六三
- 三、カタリナ二世の政策……………六五

- 一、神聖同盟とメッテルニヒの政策……………六
- 二、イギリス、フランスの形勢……………九
- 三、アメリカ諸國及びギリシアの獨立……………九

第三章 フランス政體

の變遷とイギリス政治上の革新

- 一、七月革命及び其影響……………九
- 二、イギリスの政黨政治……………九
- 三、二月革命及び其影響……………九

第四章 ナポレオン三世の事蹟

世の事蹟

- 一、フランス第二の共和政治とナポレオン三世の即位……………一〇
- 二、クリム戰役……………一〇
- 三、イタリアの統一……………一〇

第五章 プロシアの強盛

- 一、プロシア王ウイルヘルム一世の即位とフランクフルト聯邦會議……………一〇
- 二、南北戰爭……………一〇
- 三、メキシコの内亂とナポレオン三世の失敗……………一〇

第七章 ロシアとトルカン半島

カン半島

- 一、クリム戰役後に於けるロシアとトルコの形勢……………一四
- 二、ロシア、トルコ戰役……………一五
- 三、ペンリン大會議……………一七

第八章 ヨーロッパ各國

- 一、北アメリカ合衆國の膨脹……………二〇

第六章 北アメリカ合衆國の南北戰爭

とメキシコ、フランスの交渉

- 二、シウレスライヒ、ホルスタイン問題……………二二
- 三、プロシア、オーストリア戰役……………二三
- 四、プロシア、フランス戰役……………二四
- 五、ドイツ帝國の再興とフランス共和政治の確立……………二八

の最近事件

- 一、三國同盟と二國同盟……………一三六
- 二、ギリシア、トルコ戦争……………一三〇
- 三、萬國平和會議の開設……………一三三
- 四、帝王名士の計……………一三三
- 五、社界黨の跋扈……………一三三

第九章

アジア、アフ

リカ及び太平洋
方面に於ける歐

米各國の經營

- 一、イギリスのアジア經營……………一三三

二、ロシアの東方侵畧……………一三五

三、中アジアに於けるイギリス、
ロシアの衝突……………

四、フランスの後インド及びア

フリカの經營……………一三六

五、エジプトの排外事件とフア

シオダ事件……………一三七

六、イギリスの南アフリカ經營……………一三六

七、北アメリカ合衆國の膨脹政

策……………一三九

八、日清戦役と三國の干涉……………一四〇

九、清國拳匪の亂……………一四二

第十章 最近文化史上
の進歩

- 十、日英同盟の成立……………一四二
- 十一、日露戦役……………一四二

十二、美術の發達……………一四五

十三、科學の進歩……………一四七

目次終

西洋史後編

第三編 近世史

第一章 宗教改革

一、ドイツに於ける宗教改革

1. 改革の原因 其原因多々あるべしと雖も、今之を遠因、近因の二に分てば大略左の如し。

イ、遠因 (1) 人智發達して舊教の狹隘なる教義に満足せず、(2) 儀式典禮頗る

文學士 深澤 鐔吉 著

複雑となり、形式的に流れ、教會制度頗る紊亂せり、(3)法王權伸長して政治に干渉し、各國君主及び俗人の嫉怨を受く、(4)權勢富貴寺院に集まり、法王僧侶の風儀大に紊れ、且多く無學にして世人の笑嘲を受く。

口、近因 一五一三年レオ十世選ばれて法王となるや、セン・ペテロ寺院建立の資金を得んがため、各地に免罪符(Indulgence)の販賣を許せしにドイツ方面特にサクセンに於ける僧テツツエルの舉動頗る卑陋なる者ありしかば世人の嫌惡を招ぎ、遂にマルチノ・ルーテルをして慨然として起つて宗教大改革を主張せしむるに至れり。

2. マルチノ・ルーテル (Martin Luther) の宗教改革

イ、ルーテルの經歷 一四八八年サクソニアのアイスレーベンに生れ、長じてエルフルト大學に學び、初め法律を研究せしが、後悟る所ありて神學を修め一五〇五年アウグスチヌスの寺院に入り僧となり、一五一〇年使命を帯びてローマに遊び、宗教界の紊亂、法王不徳の狀態等を目撃し、歸來ウイ

テンベルヒ大學の教授となり令名ありしが、偶々法王免罪符發賣の舉あるや、慨然として起つて其非を攻撃し終に宗教の大改革を唱道するに至れり

口、ルーテルの改革意見の發表 一五一七年十月三十一日、ルーテル其改革意見九十五個條を列記してウイテンベルヒの寺門に掲げて廣く之を輿論に訴へしに其意見忽ち四方に傳播して遂に一大問題となれり、法王之を聞き大に驚き使節を派してルーテルをして其所説を捨てしめんとせしも、頑として聞かず、一五一九年六月ライプツクに於て開かれたる公開討論會に臨み大に法王の行爲を非難し、堂々と其所説を主張せしかば、法王は翌年六月ルーテルに六十日以内に其所説を取消すべきことを命じ若し命を奉ぜざれば破門すべきの令狀を發せしが、ルーテル猶其所説を固執して屈せず、同年七月ウイテンベルヒの寺門に於て其令狀を火中に投じ大に反抗の決心を

固くせり。

ハ、ウオルムスの大會議 是より先き、ドイツ皇帝マキシミアノ一世歿して嗣なく、其外戚イスパニア王カロロ迎へられて帝位に即きカロロ五世と稱し、ドイツ、イスパニアの兩版圖を有し、其勢極めて盛なりしを以て、法王は其力を借りてルーテル及び其一派の改革説を壓服せんと試みしが、當時カロロはフランス王とイタリアに於て相争ひ法王と結托するの必要ありしを以て其請を容れ一五二一年正月ルーテルをウオルムス(Worms)の國會に招ぎ大會議を開き、彼をして其所説を放棄せしめんとせしが、ルーテル猶固く持して其命を奉ぜざりしかば、帝は終に彼を以て邪教徒として、法律上の保護を停止せり、ルーテル逃れてサクソニア侯の許に至り其庇護を受けワルドブルグ城内に退き、専ら聖書の翻譯に従事せり。

三、ドイツ帝とフランス王との争覇

第一回の衝突 是より先きフランス王フランシス一世はドイツの帝位を得んとして就らず、カロロ帝の即位するや、遂に兵を擧げて之に抗し屢々兵をスイス及びイタリア方面に出して權を争ふ、一五二四年の冬フランシス王兵を率ゐて北イタリアに入りミラノをとりしが、翌年パピアの戦に大敗して擒にせられ、翌一五二六年マドリド條約によりイタリアの各地(ミラノ、ナポリ、ゼノバ等)及びブルゴニウ等をドイツに割讓し、王子を質とし、且つドイツ帝のトルコ征伐を助くることを約して釋さる。

2. 第二回の衝突

フランシス王歸國するやマドリド條約を履行せざるのみならず、法王クレメンス七世の勸告を容れイギリス及びイタリアの諸國と結んで、再びカロロ帝に抗す、カロロ即ち兵を率ゐて北イタリアに入り、進んでローマ府にせまり遂に之を陥れ掠奪を恣にせり、既にしてカンブレーの和議成りフランス王償金を出し、イタリアに對する權利を放棄し、ドイツ帝

三、スパイエルの宗教會議とシウマルカルデン同盟

はアルゴニウに對する要求を止めて和を結ぶ。

1. スパイエルの宗教會議

カロロ帝のフランス王と覇權を争へるの際新教徒は幸にしてその壓抑を免れ、加ふるにルーテルは自から出でて諸制度を改革し、教會組織を確立し盛に布教に就事せしかば、北ドイツの諸侯は大槪之れに歸會し其勢頗る悔るべからざるものあり、カロロ帝之を見てフランスとの和議成るや、一五二九年二月スパイエル(Speyer)(バウリア國ライン河の左岸にあり)に宗教大會議を開き、新教の弘布を禁止せしかば、新教徒は大に憤慨し極力之に抗議を試みたるを以て、是より新教徒を目してプロテスタント(Protestant)(抗議者)と稱す。

2. シウマルカルデン同盟の組織

スパイエル會議の翌年カロロ帝はアウグスブルグ(Augsburg)に會議を開きしかば、新教徒はメランヒトン(ルーテルの親友)の起草にかゝれる信仰個條を提出し、新舊兩教の調和を試みんとせしが、舊教徒の容るゝ所とならず、遂に新教排斥の決議を見るに至りしかば、新教徒は極力反抗を試み遂に自衛の爲めにシウマルカルデン(Schmalkalden)同盟を組織して以て皇帝に抗す、カロロ帝之を撃退せんと欲せしが、會々トルコ帝スレイマン大軍を率ゐてオーストリアに侵入し、其勢頗る強大にして當るべからざるものありしかば、帝は一五三二年ニウルンベルヒ(Nürnberg)に會議を開き信仰の自由を許し新教を認可し其援を得てトルコ軍を撃退せり。

四、新教の認可とカロロ帝の晩年

1. 新教の認可

イ、クレヒの和議 カロロ帝の新教徒に信仰の自由を許せることはいたく法王及びフランス王の反抗を來し、形勢頗る不利なるものありしかば、帝

は一五四四年、クレスピー(Crespien)に和議を結び新教の撲滅を誓ひ、翌年トリエント(Trient)に宗教會議を開きしが、新教徒は一人の代表者をも出さず、大に反抗の態度をとるに至れり。

アウグスブルグの宗教和議 カロロ帝即ち兵力に訴へて新教徒を壓服せんとし、先づサクソニアの軍と戦ひ之を破りてサクソニア侯を擒にし次でヘッセン伯をも捕へしが、新教徒の反抗は益々烈しく、遂にフランス王ヘンリ二世と結び、其勢日に盛なりしかば、カロロ帝は大に畏れ一五五二年先づパスサウ(Passau)に和議を結んで信仰の自由を許し、次で一五五五年二月アウグスブルグに宗教會議を開きて、新教の信仰を公許し、新舊兩教徒の同權を公認せり。

2. カロロ五世の晩年

カロロ帝位にあること三十有餘年其間フランスと戦ひ、トルコを防ぎ、新教徒と争ひ、殆んど寧日なく、しかも事志と違ひ、

大半失敗に歸し、威勢日に衰へて、紐綱頗る弛めるものありしかば、一五五六年帝位を其弟フェルナンドに譲り、イスパニア、ネーデルランド及び新大陸をば其子フィリポに傳へて退隱し、其翌々五十八年を以て歿せり。

第二章 宗教改革の反動

一、ヨーロッパ各國に於ける新教の弘布と其反動

1. 新教の弘布 アウグスブルグ宗教和議後新教の勢益々盛にして、十六世紀の末葉には殆んどドイツ全國に及びバフリア、オーストリアの如き舊教の根據地にすら續々改宗者を出し、更に進んでデンマルク、スウェーデンにも行はれ、ポーランド、ホンガリア等にも波及せり。

2. 新教諸派の反目 新教の勢破竹の如く、將にヨーロッパ全國に弘布せんとせしが、ツウイングリ、カルビン等の諸派、各々其所説を異にして、互

に相争ひ遂に舊教徒の乗ずる所となり其復興を見るに至りしが、今其諸派中の主要なる者に就き畧述せん。

イ、ツウイングリ派 スウイス國に於てウルリヒ・ツウイングリ (Ulrich Zwingli)

の唱へたるものにして、一五一八年始めて改革説を唱へ、大體に於てルーテルの説と同じかりしが、一五二九年マルブルグの會議にてルーテルの友人メランヒトンと衝突し、爾來孤立して熱心國內に布教し、漸次信徒を得るに至りしが、後舊教徒と争ひ一五三一年戦歿せり。

ロ、カルビン派 フランス人ジョアン・カルビン (Calvin) の唱道せる新教の一派にして、夙に新教を信じ、政府の壓迫により一たび國外に逃れしが、後シネーブに入り、盛に其説を唱へ頗る勢力を得るに至れり、フランスのユカフー、イギリスのペユリタン、プレスビテリアン等の諸宗は皆是より出づ。

【附】ルーテル、ツウイングリ、カルビン二氏の唱道せる者は、ともに新教なりと雖も、何れも多少の差異あり、殊に其著しきは聖餐式に關してにしてカルビンは儀式典禮を廢して聖餐式にて食するパン、飲める葡萄酒はツウイングリの唱ふる如く、單に比喩的にあらず、又ルーテルの説ける如く、眞にクリストの肉と血とが之を食する者に傳はるにあらず、唯精神上に感受するものと説けり。

3. 舊教徒の活動

新教徒諸派に分れ、各々その所説を主張して互に相争ふや、舊教徒は大に鑑みる所あり、品行を慎み、教義を正し、規律を嚴にし着々其改革を實行せしかば(一五四五年より同六三年に至る迄にトリエントに於て會議を開き、教會の積弊を打破し、之を實行することを議決せり)漸く民望を恢復して以て新教徒に對抗するに至れり、而して其勢力挽回に與かり力ありし者二三を擧ぐれば、

イ、エス・イタ・團體の組織 一五四〇年イスパニアの人イグナチオ・ロヨラ (Ignatius Loyola) の創設せる僧侶團體にして新教に對抗し舊教の保護及び其振興を目的とし、其手段の如何を論ぜず、盛に活動し、殊に此團體に属する僧侶は、身軀強壯にして、才智勝れ、嚴肅なる教育と訓練とを受け、布教と兒童の教育とに熱心に従事し、ヨーロッパ以外にも舊教の傳播を勉めしかば、終にはインド日本等の諸國に迄も及ぼせり。

ロ、宗教裁判の復興 一五四二年ローマ法王は宗教裁判 (Inquisition) を復興し (一二四八年法王インノケント四世の時、異教徒を裁判せんがために初めて開かる)、之を勵行し、印刷物を檢閲し、異教徒を判決處罰し、以て大に舊教の勢力擴張を圖る。

二、イスパニアの強盛とオランダの獨立

1. イスパニアの強盛 ドイツ帝カロロ五世の子フリードリヒ二世、父の後を

承けて、イスパニア、ナポリ、シチリア、ミラノ、ネーデルラント等を領有し且南北アメリカに於て廣大なる植民地を得て、其富を吸収し、イギリス女王マリアと婚して海上權を握り常備軍を編成して、兵力を養ひ、宗教裁判所を設けて舊教を奨励し、一五七一年トルコの艦隊をレパント (Lepanto) (北部ギリシアの港) に破りて大に國威を揚げ、一五八〇年にはポルトガルの内亂に乗じて終に其國を併せ、其富強全ヨーロッパに冠たるに至れり。

2. オランダの獨立

イ、獨立の原因 イスパニア領ネーデルラントの地は、土地低くして、水害の患多しと雖も、交通運輸の便よく備はり、文化早く發達して商工業頗る活潑に行はれ、人民亦頗る進取の氣象に富み夙に新教を奉じて其勢頗る盛なりしかば、カロロ五世の時已に屢々迫害を加へ、フリードリヒ二世の世に至り更に甚しく、終に新教禁壓令を布きて之を勵行せしかば、人民蜂起して、

舊教寺院を毀ち、畫像經典を焼き、紛擾を極む、フイリボ王即ちアルバ公をして大軍を率ゐてネーデルランドに至り叛徒を鎮壓せしめしが、アルバ公性残忍にして武斷を以て數萬人を殺戮し頗る殘虐を極めしかば、人民遂に叛亂を企てオランジュ侯ウイレルムを推して盟主とし、イスパニアに抗す。

ロ、ユートレヒト同盟　ネーデルランドは十七州より成り、初めは一致共同して、オランジュ侯の指揮の下に屬してイスパニアに抗せしが、其後南部十州はイスパニアに屬し北部と分離せしかば北部七州は一五七九年ユートレヒト同盟を結び(初めはホルランド、ゼーランド、ユートレヒト、ヘルデルラント、フロニヘンの五州同盟なりしが、後フリースランド、オーフェルアイゼンの二州加盟す)猶其抵抗を繼續せり。

ハ、オランジュ侯の横死とイギリスの應援　フイリボ王同盟の勢力頗る侮るべからざるものあるを見、遂に令を出して同盟の首領ウイレルムを刺殺す

るものは總ての罪科を赦して貴族に列し、且二萬五千クラウンの黄金を賞賜せんとのことを公示するに至れり、かくて一五八四年ウイレルム遂に刺客の手に斃れしかど、國人の意氣は猶衰へず、其子モリス(Maurice)(當時僅かに十七才の青年なりしかど、氣宇濶達、才略父に劣らず)を擁立して盟主とし、益々反抗を高め、次で援をイギリスの女王エリサベタに求むエリサベタ即ち其請に應じ兵を送りて之を援く、フイリボ王大に怒り、一五八八年大艦隊を送りて(無敵艦隊Invincible Armada)イギリスを討滅せんとせしが却て敵の乗ずる所となり、全艦隊殆んど全滅の不幸を見るに至り、イスパニアの勢力大に挫け一六〇九年遂にオランダの獨立黨と約して十二年間の休戦條約を結ぶ(是れ事實上オランダ聯邦獨立の承認なるも、イスパニアは其獨立の名を忌みて、聽かず、遂に休戦條約を結ぶ)。

ニ、オランダ共和國の獨立　一六四八年三十年戰役終を告げ、關係諸國ウエ

三、イギリスの宗教改革とエリザベタ女王の治世

1. イギリスの宗教改革

イ、イギリス教會の獨立

ストフアリアに條約を結ぶや、此際オランダは其獨立公認せられ、此處にオランダ共和國の成立を見るに至れり。

(一)原因 宗教改革のドイツ方面に於て盛に唱道せらるゝや其餘波ひいてイギリスに及び、此處にも亦多少の波瀾を見るに至れり、當時イギリスにてはチュードル家のヘンリ八世王位にあり、熱心なる舊教信者にして、ルートルが宗教改革の意見を發表するや、直に書を著はして其説を反駁し、次で法王より信仰の保護者との稱號を得しが、後王后カタリナ(ドイツ皇帝兼イスパニア王カロロ五世の叔母)を離婚せんとて、許可を法王に請ひしに、法王カロロ五世を憚り容易に許可を與へざりしかば、ヘンリ

王怒りて法王との關係を絶ち、自國の宗教裁判によりて王后を離別せり。

(二)イギリス教會の獨立 ローマ法王因りてヘンリを破門せしを以てヘンリ

は一五三四年イギリス國會の協賛を経て、ローマ教會より分離して新にイギリス教會を立て自から其首長となり、所謂アングリカン教會(Anglican Church)の基礎を立つ。

イ、イギリス宗教の變遷 一五四七年ヘンリ八世歿し、其子エドワード六世位に即く、教義を改正して新教を採用し、畫像を破壊し、祈禱書を選定せしめ、教禮統一の條例を發布し、之れに反する者をば嚴刑に處せり、エドワード王歿して其異母姉マリア繼ぎ立ちしが、熱心なる舊教信者なりしを以て位に即くや直に舊教を再興して大に新教を壓抑し、又國民の輿望に反して一五五四年イスパニア王フィリポ二世と婚して、益々新教徒を迫害し、次でフランスと戦ひ同國內に於ける其所領を失へり、かくて位に在ること

數年、其行爲殘忍無道なること多かりしかば、國民非難の聲漸く高く、遂に憂愁の餘、一五五八年病を得て歿せり。

ハ、異母妹エリサベタ(Elizabeth)其後を承けて位に即くや、新舊兩教の折衷主義を採り新にエピスコパル派(Episcopal)一名イギリス教會を創め、從來の舊教寺院を廢し、議會の協賛を経て首長令及び統一令を發布し、自から政治宗教の首長となり、以て宗教界の統一を圖らんとせり、然るに之れに反對するもの漸く多く、獨り舊教徒のみならず、新教徒中にも諸教徒及び非統一派の兩派は盛に反對論を唱へしかば、各法に照らして處罰せられ其黨の多くはヨーロッパ大陸及びアメリカに逃る。

【附】清教徒(Puritans)は純然たる宗教改革派にしてイギリス教會が、新教教義に多少舊教の儀式典禮を附加せるを快とせずして、之れに反對せり、非統一派(Nonconformist)は激烈なる改革派にして、國教の説く所は到底服従しがたく、之れと全く分離して所信を奉ぜんとせるものなり。

2. エリサベタ女王の治世

イ、スコットランド女王マリアの處刑 スコットランドの女王マリア、先きにフランス王フランシス二世に嫁せしが夫王の歿後本國に歸り王位に即く然るに内行治まらず、國民の反抗を受け逃れてイギリスに來りエリサベタ女王による、エリサベタはマリアの深く舊教を信じ、又嘗てイギリスの王位を争へるを惡み之を幽囚すること十八年、會々舊教徒中密かにマリアを擁してエリサベタの廢位を謀りしものありしかば、エリサベタ遂にマリアを死刑に處せり(一五八七年)。

ロ、イギリスとイスパニアとの衝突 エリサベタは即位の初めよりイスパニア王フイリポ二世の政策に對し、反對を試み或はオランダの獨立を援け、

或はイスパニアの殖民地を侵せしかば、アイリホ王は大に怒りて一五八八年七月、精銳天下に敵なしと稱せられたる無敵艦隊(Invincible Armada)を送りてイギリスを侵す、イギリスは事の急なるを見、舉國一致して國難に當り女王も亦自から出馬して諸軍を勵ましドレック(Drake)ホワード(Howard)等の諸將をして艦隊を率ゐて、イスパニアの艦隊をイギリス海峽に迎へて之を撃退せしむ、イスパニアの艦隊敗れて北に奔り大風に遇ひ戦艦殆んど沈滅し逃れ歸る者數十艘のみ、是よりイスパニアの勢力頓に衰へて復振はず、遂にイギリスの勃興を見るに至れり。

ハ、イギリス文學の勃興 エリサベタ、イスパニアの艦隊を撃破してより熱心國政の改良を企て殖産航海の業を奨勵し、文藝の發達を圖りしを以て、シエロクスピア、スペンサー、ベーコン、ジョンソンの徒相次で輩出しイギリス文學蔚然として勃興するに至れり。

四、フランス宗派の争

1. ユグノー ドイツに於て宗教改革の盛に唱道せらるゝや、フランスに於てもジョアン・カルピンの主張せる改革説盛に行はれ其徒をユグノー(Huguenot)と稱せり、國王フランシス一世はドイツに對する政略上時としては新教を援け時としては舊教に賛せしが、其本國に於ては新教を禁じ其教徒を迫害すること甚しく其子ヘンリ二世に至り更に峻嚴なりしかば新教徒の憤怨其極度に達せり。

2. ユグノーの亂

イ、原因 ヘンリ二世の子カロロ九世、兄フランシス二世につぎて王位に即く、歳猶幼弱なるを以て、母后カタリナ政を攝し舊教徒の首領ギース侯の勢を忌み、之を除かんがため、新教徒と結んで、其徒に幾分の自由を與ふ、舊教徒怒りて遂に戦亂を見るに至れり(一五六二年)。

ロ、争亂 新教徒はナバラ王ヘンリを首領とし、イギリス及びドイツ諸邦の

新教徒の助を得、舊教徒は法王及びイスパニア王の援により互に相争ふ、爾

來宗教上の軋轢は政權の争奪と相混じて三十五年間の紛亂を見るに至れり

ハ、サン・ジェルメンの條約とバルトロメオの虐殺

(一) サン・ジェルメンの條約 新舊兩教徒の争結んで解けざること數日、紛

亂に紛亂を重ね國內殆んど寧日なかりしが、一五七〇年新舊兩黨サン・

ジェルメンの和議を結び、新教徒信仰の自由を許さる。

(二) バルトロメオの虐殺 カロロ九世はイスパニアの強大にして、フランス

の國事に干渉するを忌み、新教徒と結んで之れに當らんとし、先きにサ

ン・ジェルメンの條約にて信仰の自由を許し、次で新教派の總督コリニー

(Coligny)を上げて宰相とし、王妹マルガレタを新教派の首領ナバラ王ヘ

ンリに嫁せしめんとせり、然るに母后カタリナはコリニーの威望日に盛

なるを嫉み、ギース侯と謀り、一五七二年八月十七日王妹マルガレタ

婚の當夜コリニーを暗殺せんとして果さず、大に新教徒の怨憎を受けし

がば、カタリナ大に恐れ、新教徒の虐殺を企て、遂に王に逼りて、新教

徒鑿殺の命令書に署名せしめ、同月二十四日サン・バルトロメオ祭日(St. Bartholomen)の夜半に宰相コリニー以下二千餘人を殺戮し、次で全國に

命じて新教徒の虐殺を行ひ前後數萬人を殺せり。

二、ヘンリ四世の即位とナントの勅令

(一) ヘンリ四世の即位 バルトロメオの虐殺は新教徒をして非常に激昂せし

め、内亂再發して頗る紛擾を極めしが、一五七四年カロロ九世歿して、

ヘンリ三世位に即くに及び舊教徒の跋扈を惡み其首領ギース侯ヘンリを

殺害せしが一五八九年王も亦舊教徒の爲めに刺殺せられ嗣無きを以てナ

バラ王ヘンリ迎へられて位は即きヘンリ四世と稱す、是れ實にブルボン

王家の始祖たり。

(二) ナントの勅令　ヘンリ四世位につきしが新教徒の首領たるを以て舊教徒は之を推戴することを悦ばず、私かにイスパニアと通じ、其援を得てヘンリに抗す、ヘンリも亦深く時勢に鑑み、一五九四年自から舊教に入りて民心を和げ、次で一五九八年ナント(Nantes)の勅令を發して(一)信仰の自由を許し(二)新舊兩教徒の同權を承認せり、かくて數十年來の内亂漸く鎮定することを得たり。

(三) ヘンリ四世の治　是よりヘンリ四世は專心國力の恢復と國勢の發展とに盡力し賢オスユリ公(公(公))を任用し、盛に海外植民貿易を獎勵せしかば、其結果頗る見るべきものあるに至りしが、一六一〇年不幸にして暴漢の爲めに刺殺せられ、其子ルイ十三世繼ぐ、歳猶幼弱なるを以て母后マリア政を攝せしが、一六二二年有名なるリシウリウー出で政を執るに及び

國勢俄かに發展してフランス國家の隆盛を見るに至れり。

五、三十年戰役

1. 原因

ドイツにてはアウグスブルグの宗教和議以後、國內一時靜穩なりしが、新舊兩教徒の反目軌轢は猶依然として存し、一五七六年ルドルフ二世位に即くに及び再び紛擾を惹起するに至れり、帝は熱心なる舊教信者たりしを以て、新教徒を壓迫すること甚しかりしかば、新教徒は同盟を結びて自から衛りしが、舊教徒も亦聯合を作て此れに對抗せり、帝歿してマチアス(Matthias)帝位に即き從弟フェルデナンドを擧げてボヘミア王となし新教徒を抑壓するに及び争亂遂に破裂し三十年間の大戦役(一六一八年より一六四八年に至る)を見るに至れり。

2. 三十年戰役

1. 第一期(ボヘミア戰役)　一六一八年ボヘミア人兵を擧げて反す、國王フ

エルデナンド之を討じて功なく、形勢頗る非運にせまりしが、偶々ドイツ帝マチアス歿しフェルデナンド入つて帝位に即くに及びボヘミア人は新教徒の首領ファルツ侯フレデリキ(イギリス王ツェームス一世の女婿)を迎へて王とし以てイギリスの援助を豫期せしが援軍遂に到らず、一六二〇年フェルデナンド帝、イスパニア及び舊教徒聯合軍を率ゐて來り攻むるに及び、大敗してフレデリキ王オランダに逃る、フェルデナンド即ちボヘミアを平げ新教徒を壓服せり。

ロ、第二期(デンマルク戦役) ボヘミアの軍敗れドイツ新教徒の勢ひ極めて非なるものありしかば、デンマルク王クリスチヤン四世はイギリス、オランダの後援を頼み、新教徒の應援を名として一六二五年兵を率ゐてドイツに侵入せしが、皇帝軍の將ワレンスタイン(Wallenstein)及び舊教徒聯合軍の司令チリ(Emil)の爲めに敗られ、次で其本國も敵軍の蹂躪する所となりしかば、王は遂に力屈して一六二九年リウベックに和議を結び、以後ドイツの内事に干渉せざるを約して退く。

ハ、第三期(スウェーデン戦役) デンマルク王敗れてドイツ新教徒の勢益々振はず日に衰運に傾きつゝありしかばスウェーデン王グスタフ・アドルフ(Gustavus Adolphus)は之を見て奮然として起つてフランスと約し、一六三〇年一萬六千の精兵を率ゐてドイツに侵入せり、アドルフはカロロ九世の子にして夙に新教を奉じ、賢明にして大志あり、今や新教徒の窮境に陥れるを見て之を救はんがために先づ北ドイツに上陸し、連戦連勝の勢を以て中ドイツに進撃し皇帝軍の總督チリを破る(是より先きワレンスタイン退けられてチリ代つて總督たり、一六三一年九月スウェーデン王とライプチヒに戦ひ破れ、翌年レヒ河畔に會戦せしが、再び大敗し重傷を被むり陣中に歿す)、ドイツ帝は之を見て大に驚きワレンスタインを起して總督として

スウェーデン軍に當らしむ、かゝて一六三二年十一月兩雄リウツェン(Lützen)に會戦しグスタフ王大に敵軍を敗りしが、苦戦奮闘深く敵陣に突入せしを以て重傷を負ひ遂に陣中に歿す。

二、第四期(スウェーデン、フランス聯合戦役) スウェーデンはフランスの援助により猶戦争を繼續せしが、一六三四年ワレンスタイン再び退けられ、次で刺客の手に殞れ、一六三七年には皇帝歿してフェルデナンド三世立ちイスパニアは内亂の爲め援兵を撤回し、國內の諸侯亦戦に厭きて中立を宣言するもの漸く多く、加ふるに一六四二年フランスの宰相リシウリウー歿せしかば遂に平和の意働き一六四八年ウエストファリアの和議を見るに至れり。

ホ、ウエストファリアの條約 此條約は前後兩回に亘り、一はドイツとスウェーデン及び國內の新教徒とウエーセル河畔のオスナブリック(Osnabrück)

にて締結せるもの、一はドイツとフランス、イスパニア、ローマ法王、デンマルク及びオランダ等の諸國とエムス河畔のミウンステル(Münster)にて結べる者にして、其主なる條項は

(一) スイス、オランダの兩共和國獨立を公認せられ、(二) スウェーデンは北ドイツのポメラニアの地と償金五百萬圓を得、(三) フランスは北境の領土即ちメツツ、ツール、ベルダンの三寺領及びエルサスに於けるオーストリア領を得、(四) プランデンブルヒ、メウリア、フアルツの三選帝侯は大に其領地を擴張し、(五) 新舊兩教徒各同一の權利を得。

3. 戦役の結果 此戦役は前後三十年間に亘り、ヨーロッパ中の強國は大概之れに關係せしを以て其影響の及ぶ所極めて太なり、然れども其尤も多く災害を被むりしはドイツにして、(一) 皇帝の權衰へ其稱號有名無實となり、(二) 諸侯各地に割據して帝國の統一全く地を掃ひ殆んど聯合諸州の如し、(三) 到る所田

野荒蕪し市府廢頽し、人口殆んど三分二を減じ、(四)農工商業衰へ、學術技藝衰頽し。道德亂れて愛國の精神全く地を掃へり。

第三章 フランスの勃興

一、リシウリウー及びマザリンの政策

1. リシウリウーの政策 フランス王ヘンリ四世兇徒の手に殞れ、其子ルイ十三世嗣ぎ立ちしが、僅に九歳の少年なりしを以て母后マリア政を攝せり然るに其執政の方進惡しく、内外の政務頗る弛廢せしが、カルデナル・リシウリウー (Cardinal Richelieu) 出でて宰相となり政務を執るに及び内はユグノー教徒を制して、宗教上の紛争を絶ち、貴族を抑へて國內の統一を圖り専ら王權の擴張を勉め、外は三十年戦争に干渉しスウェーデンを援けてドイツを征し大に國威を發揚せり。

2. マザリンの政策 一六四二年、リシウリウー歿し、賢相マザリン (Mazarin) を擢んで其後任となす、マザリンはもとイタリアの人、法王の使命を帯びてフランスに來りリシウリウーの知る所となり、フランス政府に仕へ、其歿後遂に宰相の大任を帯ぶるに至れり、一六四三年ルイ十三世歿す、其子ルイ十四世歳猶幼弱なるを以て(當時僅かに五歳)母后アンナ政を攝す、マザリン之を輔佐して、リシウリウーの政策を襲ひ、三十年戦争を繼續し、遂にウエストファリアの條約を締結せしめ、大に其領土を擴め、尋でイスパニアと争ひ、屢々之を敗り、一六五九年ピレネー條約によりネーデルランドの數地を得大に國威を發揚せり、是より先き國內不平の徒相集まり、フロンド黨を結び、叛旗を翻し其勢頗る盛なりしが、マザリン之を討滅して、王權をして益々鞏固ならしむ、かくして執政の職にあること殆んど二十年、内外の政策多く其功を奏して、フランスの霸權を確立するに至れり。

二、ルイ十四世の遺業

1. 内治 一六六一年マザリン歿しルイ十四世親ら政を執り、「朕は國家なり」(L'état c'est moi)と稱し、純然たる専制政治を行ひ經濟家コルベール(Colbert)を任用して財政を整理し、商工業を保護し、文學美術を奨励し、軍制を整へ、兵力を養ひ、航海の發達を圖り、植民を勵まし、又君主の威嚴を添へんがため、大に土木を興して、宮殿園囿を營み榮爵を以て封地の制に換へ儀禮を盛にせり、かくして其國威俄に擧り、フランスの極盛時代を現出するに至れり。

2. 外國侵畧 ルイ十四世已に内治に於て其功を奏し國力充實するとともに、外に向ひて大に其國威を發揚せしめんとして、諸外國の侵略を企つるに至れり。

イ、ネーデルラント侵入 一六六五年イスパニア王フィリポ四世歿す、ルイ

十四世其女婿たるの故を以て結婚當時の約に背きイスパニア領ネーデルラ

ントを得べき權ありと主張し兵を出して之を占領せしかば、オランダは又其國を侵されんことを畏れてイギリス、スウェーデンと同盟してルイ王に逼り一六六八年アーヘン條約を結ぶ、此條約により王は其要求を捨て、國境十二市を得。

【附】ルイ十四世はフィリポ四世の長女マリア・テレサと婚し、五十萬クラウンの支度金を得てイスパニア領相續權を拋棄せり。然るにフィリポ四世の歿後ルイはネーデルラント地方の民法に最初の結婚によりて生れたる女子の土地相續權は、後妻の出なる男子より重しとの規定あるを以て、約に背きて出兵せるなり。

ロ、オランダ侵入 ルイ王ネーデルラント侵入を企て、オランダの干渉により其目的を達する能はざりしを怨とし、機を見て其報復をなさんと欲し、先づイギリス、スウェーデンの兩國をしてオランダとの同盟を脱せしめ、

一六七六年遂に大軍を率ゐてオランダに侵入す、オランジュ侯ウイレルム三世國民を鼓舞し堤防を壞り、溝渠を決し海水を引きてフランス軍を防ぎ、尋でフランスの同盟國を離間して、ドイツ、イスパニア、ブランデンブルグ等の援助を得て盛にフランス軍を撃退せり、一六七八年ナイメーヘン(Nijmegen)の和議成りフランスはフランシユ・コンデ及びネーデルラントの數市を得て兵を收む。

ハ、復舊政廳の設立 一六七九年ルイ十四世は復舊政廳を設立し、ウエストファレン、アーヘン、ナイメーヘン等の條約により得たる地に舊屬せし地を調査檢出せしめ、之を領有するの權ありとして、ストラスブルグ、イスパ

ニア領ニーデルラント、ルクセンブルグ、トリエル等の數地を略取せり。
 ニ、フアルツ侵入 一六八五年フアルツ侯カロロ歿して嗣なし、ルイ十四世、王弟オルレアン公の妃はカロロの妹なるを口實として其地を併吞せんとせ

しかば、ドイツ帝はイスパニア、スウェーデン、イギリス、オランダ、サボヤ等の諸國と同盟してフランスに抗す、交戦數年に亘り互に勝敗ありしが、一六九二年フランスの海軍ラ・ハーグに敗れ、軍氣沮喪して復振はず、一六九七年ライスライク(Ryswick)の和議成り、フランスは復舊地檢出により得たるストラスブルグ及びエルサスの數地を得て其他は悉く拋棄せり。

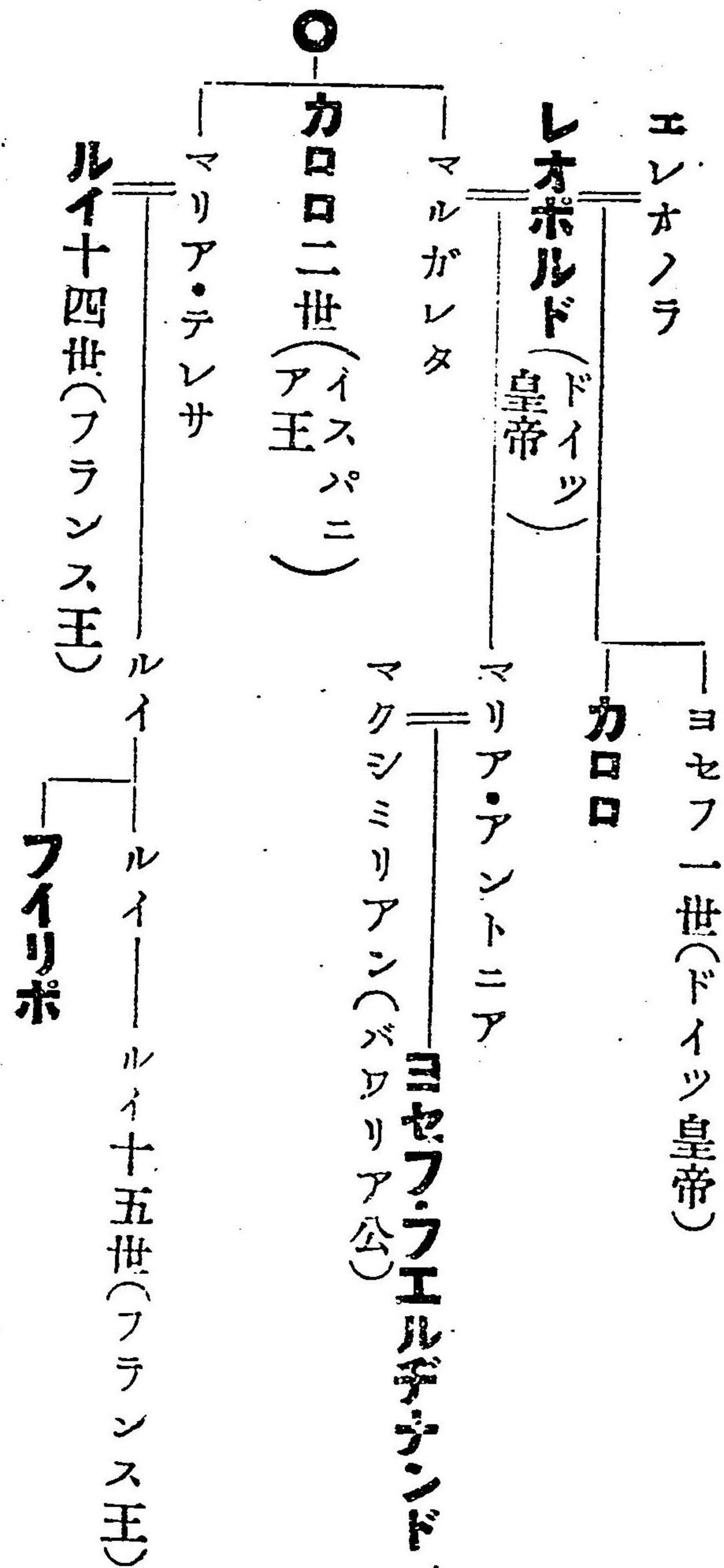
3. ルイ十四世の晩年 　ライスライク和議の後數年にしてルイ十四世は又もやイスパニアの王位繼承に干渉しヨーロッパ各國と兵を交ふること十數年内政よく治まり國威大に擧りしと雖も、連年兵を用ゐしの結果、財力の缺乏、兵力の衰微を來し、國民租税の追求に苦しみ、不平の聲漸く盛にして、殊に一六八五年にナント勅令を廢止せしかば新教に歸依せる有爲の實業家及び學者數十萬人、相率ゐてイギリス、オランダ、プロシア等に逃れしを以て商工業大に衰へ通商貿易亦振はず、加ふるにフアルツ戰役以後の戰爭多く失敗に

歸し、國勢漸く衰運に傾けり。

三、イスパニア王位繼承の役

1. 原因
 イスパニア王カロロ二世嗣なし、フランス王ルイ十四世は其孫フィリポをドイツ帝レオポルドは其次子カロロを後嗣となさんとして互に競争せしが（イスパニア王は別に思ふ所ありバワリア侯ヨセフ・フェルザナンドを後嗣とせしが一六九九年フェルザナンド歿し、遂にドイツ帝、フランス王の競争起れるなり）、一七〇〇年カロロ王死に臨み遺言してフィリポを繼嗣と定む、フィリポ即ち王位に即きフィリポ五世と稱す、ヨーロッパ各國フランスの隆盛を嫉み且畏れドイツ帝と聯合してフランスと争ふ、イスパニア王位繼承の役起る。

【附】以上の關係を一目瞭然たらしめんがため左に其關係系圖を示す。



2. 戦役

1. 戦争の開始 一七〇一年戦始まり、イギリスのマーボロ (Marborough)

オーストリアの、エウジエニオ(Eugene)の二名將聯合軍を率ゐて、ドナウ河畔、ネーデルランド及びイタリア方面にてフランス軍を討つて屢々之を撃退せしかば、フランス軍の勢次第に窮し、ルイ十四世は一時和議を提出せしも、聯合軍は之を拒んで容れず、益々兵を進めしが會々イギリス内閣に於て政變あり(一七一〇年)、マールボロの屬するホイグ内閣斃れて、トリー黨之れに代りて平和を主張し、尋で其翌年にはドイツ皇帝ヨセフ一世歿し(一七〇五年)レオポルド帝歿し、ヨセフ繼で帝位に登る(其弟カロロ繼で帝位に即きしかば、列國はドイツ、イスパニアの合同せられて其勢力の強大とならんことを畏れ、同盟を解き、一七一三年ユトレヒト(Utrecht)の條約を見るに至れり。

ロ、ユトレヒト條約 (一)イスパニア、フランス兩國の永久合同せざるを約して、ユトレヒト條約 (一)イスパニア王たることを承認す。

(二)イギリスはイスパニアよりジブラルタル及びミノルカ島を、フランスより北アメリカのハドソン灣沿岸、ニューファウンドランド、ノバスコチアを得、(三)オランダはネーデルランドの數地を得、(四)ブランデンブルクはプロシア王號を許され、(五)サボヤはシチリア島を得。

ユトレヒト條約の翌年ドイツ、フランスはラスタット及びバーデンにて條約を結び、ドイツ帝はネーデルランド、ミラノ、ナポリ、サルヂニア等を得。

3. 戦後に於けるヨーロッパ諸國

フランスはルイ十四世の雄圖全く挫折し、國力疲弊し人心腐敗して其勢復振はず、イスパニアも亦積年の疲弊晩回するに由なく、日々衰運に傾けり、之に反してイギリスは一七〇六年スコットランドを合せ大ブリテンと稱して國勢益々加はり、サボヤは一七一七年シチリアとサルヂニアとを交換して王號を稱し(後のイタリア王國)、ブランデンブルクはプロシア王國となり、其勢日に隆なり。

第四章 イギリスの革命

一、革命の破裂

1. 革命の原因

イ、**ジエームス王の失政** エリサベタ女王の歿後相續者なく、一六〇三年スコットランド王ジエームス迎へられてイギリス王位に即きジエームス一世と稱す、(之れをスチュアート家の始祖とす)、即位の後舊教徒の隠謀を企てたるを發覺し之を遇すること極めて殘酷なりしかば大に其反抗を高め且政治上に於ては盛に王權神聖説を唱へ國憲を無視して議會の協賛を経ずして恣に租税を徵收し、關税を取り献金を強請して大に民望を失へり、加之外交上亦極めて優柔不斷の政策を行ひしかば國民非難の聲益々高まれり。

ロ、**チャールレス一世の暴政** 其子チャールレス一世一六二五年父につぎて王位

に上りしが、益々王權神聖説を主張し屢議會を解散して民權を蹂躪し議會を招集せざる、こと十一年(一六二九より一六四〇年に至る)、恣に租税を徵收し、政府の命に抗するものを嚴刑に處せしかば、人民怨嗟の聲頗る高まり、一六三七年チャールレス王はスコットランドにイギリスの國教を厲行せんとして、國民の反抗に遇ひ、兵を擧げて之を討滅せんとするや、軍費の支給を得んがために議會を召集せしに議會は王の要求を否決せしを以て王は直ちに之を解散し更に新議會を召集せしが、(之を長期議會と稱す一六四〇年より一六五二年に至る) 議員は王の非政を抗撃すること益々甚しかりしかば、王は遂に兵を率ゐて議會に臨み反對黨の議員を捕へんとし成らず、却て民心の激昂を來し、遂に革命の破裂を見るに至れり、

2. 革命の破裂

一六四二年チャールレス王は民軍の攻撃に堪へがたく遂に逃れてヨークに奔り、兵をノチンガムに擧げ、勤王の士を募る地方の貴族豪族

僧侶等多く其旗下に集まる、之を騎士黨と稱し、議會黨は中等社會を中心とし一般の人民より成り散髮の者多かりしかば之を圖顛黨と稱し、王黨はヨーク市を中心として國の西北部に據り、議會黨はロンドン市を中心として國の東南部に勢力を有せり、かくて兩黨兵を交えて互に勝敗ありしが、議會黨の豊富なる財源と強勢なる海軍力とを有すること、首兵オリベル・クロムウェル(Oliver Cromwell)の指揮宜しきを得たる事とは、遂に議會黨をして連戦連勝の勢を得せしめ一六四五年六月ネースビー(Naseby)(イギリス、ノーサンプトン州の一小村)の戦に王軍大敗して王はスコットランドに奔り捕へられ、後議會軍に送致せられ遂に裁判に附し暴君、虐主、國賊との名目の下に

一六四九年一月死刑に處せらる、

二、共和時代とクロムウェルの政

1. 共和政治の成立

ネースビーの戦勝後議會黨は二派に分れ一は國教派

より成り一は獨立派よりなり、前者は王政を維持せんとし、後者は共和政治を布かんとして互に相軋轢せしが、獨立派の首領クロムウェル遂に兵力に訴へて反對黨を壓服し、王を死刑に處せら後直ちに王政を廢し共和政治を布く。

2. クロムウェルの政策

共和政治成立の報四方に傳はるや諸國之を悦ば

ざるもの多く特にスコットランド及びアイルランドは共に國境を接し利害の關係頗る多きを以て兵を擧げてイングラントを侵す、クロムウェル即ち、之を追撃して其叛亂を平け、尋でオランダを征し、航海條例を發布して其海上權に大打撃を加へ、一六五三年終身保護總督に擧げられしが、専ら武斷政治を行ひ、屢々議會を解散し、舊教徒を壓し、奢侈遊逸を嚴禁する等頗る專横の行ありしかば漸く國民の厭惡を招ぎ遂に叛亂を企つるものさへあるに至りしかば、怏々として樂まず、一六五八年九月病にかゝりて歿す、其子リチャード其後を承けしかど優柔不斷にして父につぐの明なく、職にある數月にし

三、王政復古と名譽の革命

1. 王政復古

て辭す、共和政治滅ぶ。

イ、チャールズ二世の即位 一六六〇年王政復古しチャールズ一世の長子チャールズ二世位に即く、王徳少く外交に失敗して國民の怨を買ひ、次で王權擴張に汲々として且舊教に偏するの傾ありしかば、議會は王に迫りて審査條例(Test Act)及び人身保護條例(Habeas Corpus Act)を發布せしむ、此際王弟ジェームズの王位繼承に關してホイグ(Whigs)トーリー(Tories)兩黨の分立を見るに至れり。

【附】一審査條例は一六七三年發布せられたるものにして國教を奉ぜざるものは官吏及び議員となるを得ざるを規定す。

二人身保護條例は一六七九年に發布せられ、人身を保護し監りに逮捕拘留するを得ざるを定む「Habeas Corpus」はラテン語にして「身體は汝のなり」との義。

(三)チャールズ二世の御代に一六六五年にはロンドン市に於て前古未曾有の大疫病流行し、死者十萬餘人、其翌六二年には更に大火あり延焼三日に亘り一萬三千餘戸を焼き盡せりと。

ロ、ジェームズ二世の失敗 ジェームズ二世位に即き王權神聖説を固守し專制を極め舊教の興復を謀り、且議會の協賛を経ずして亂りに審査條例を廢止せしかば國民怨望するもの多く、遂に王女マリアの夫婿オランジウ公ウイレルム三世を迎へて王位に即かしむ。

2. 名譽の革命

一六八八年オランジウ公ウイレルム三世及び其妃マリア、イギリス國民に招かれ水陸の兵を率ゐてイギリスに上陸す、ジェームズ王フランスに逃る、ウイレルム、マリヤとともに位に即きウイレルム三世と稱す、

之を世に名譽の革命と云ふ、蓋し血を流さずして平和の間に革命を行ひたるよりかく名けたるなり。

ウイレルム三世王位に即きてより前代の弊制を革め權利條例を發布し、人才を登用して政黨内閣の端を啓き、又フランス王ルイ十四世とライスワイクに和議を結び己のイギリス王たることを承認せしむ、是よりイギリスの國權漸く確立し、國運益々隆盛となれり。

第五章 ロシヤの勃興

一、北ヨーロッパの形勢

1. スウェーデンの勃興

スウェーデンはノルウェーとともにもとデンマルク王の配下に屬せしが、一五二三年分離獨立してグスタフ・ワサ王位に即き新教を奉じ通商貿易を奨励し大に國威を張る、一六一一年グスタフ・アドル

フ王位に即きてより國威益々揚り、卅年戰役に關係して遂に名譽の戰死を遂げしと雖も、赫々たる武功は遂に此國をして北ヨーロッパの最強國たらしめ、次でカロロ十世、カロロ十一世、何れも英邁の志を抱て國勢の振興を謀りしを以て國力充實して一時北ヨーロッパの霸權を握るに至れり、一六九七年カロロ十二世位に即く、歳僅かに十五、英邁にして大志あり夙にアレクサンドル大王の偉業を慕ひ國土經營の途途にロシヤの英主ペテロと大衝突を惹起するに至れり。

2. ロシヤの勃興

ロシヤはモンゴルの征服後殆んど二百年間其壓制を被りしが一四六二年イバン三世獨立して王政の基を開き其字イバン四世、ツァーリ(Czar)(皇帝)の號を用ゐ、漸次領土を南方に擴め又シベリア侵略の端を開く、一五九八年其血統斷絶し國內紛擾を極めしが、一六一三年ミハイル・ロマノフ(Michael Romanov)迎へられて帝位に即き、其後二代を経て一六八二年ハ

二、ペテロ大帝の偉業

テロ帝(Peter)に至り(一六八九年より親政)俄然として勃興し、遂に北ヨーロッパの覇權を握るに至れり。

ペテロは一六八二年兄イバンとともに帝位につきしが、當時僅かに十一歳の少年なりしを以て其姉ソフィア政を攝せり、然るに一六八九年ソフィアの陰謀發覺し退けられ、次で一六九六年イバン歿してペテロ政を親らするに至れり、ペテロ幼にして大志あり、宗教界の紛亂を平げ、近衛軍の勢力を打破して王權を擴張し、次で外國人を招聘して殖産工業を奨励し自からオランダ、イギリスを初め諸外國を歴訪して學術技藝及諸制度を習得し、歸國後大英斷を以て内政の大改革を實行し、領土の擴張を圖らんがため、バルト海に門戸を得んとして遂に、スウェーデンと衝突するに至れり。

三、北ヨーロッパ戰役

1. 原因　ロシアのペテロ帝バルト海沿岸に海口を得んと欲しスウェーデン王カロロ十二世の幼弱なるに乗じ、デンマルク、ポーランドと同盟して開戦を布告す。

2. カロロ十二世の進軍

カロロ十二世當時僅かに十八歳の少年なりしが、既に非凡の將才あり、一七〇〇年五月三國の未だ兵を合せざる以前に於て迅雷の勢を以てデンマルクに攻入り、其首府コペンハーゲンを圍みて之を陥れ遂に和を請はしめ、次でロシアに攻め入り同年十一月ナルバ(Narva)の激戦にペテロ帝の軍を破り進んでリガ市を陥れ、轉じてポーランドに至り首府ワルシアワを降し、國王を廢してスタニスラ・レスチンスキを立て、しきりに四隣を攻略せり、此間ペテロ帝はフィンランド灣沿岸を略して首府ペテルブルグ(Petersburg)をネバ河口に新設し漸次バルト海沿岸を攻略し其勢稍振ふ。

3. カロロ王の大敗

カロロ王は再びロシアに攻め入り一七〇九年ポルタバ(Poltava)(南ロシアにあり)にロシア軍と戦ひ大敗してトルコに逃る。ピテロ帝即ちバルト海の東岸を併せ、デンマルクも亦再び兵を擧げてスウェーデン領を侵す、かくてカロロ王はトルコにありスルタンに説きてロシアと戦を開かしめしが、後兩國の和成り、トルコに留まる能はずして一七一四年スウェーデンに歸り、内亂鎮定に従事し、一七一八年ノルウェー征討の陣中に歿す。

4. ニスタットの條約

一七二一年ニスタット(Nystadt)の條約成り北ヨーロッパ戰役終を告ぐ、此條約によりロシアはバルト海沿岸のインゲルマンラント、エストランド、リブランド等を得て其代にスウェーデンに償金二百萬ターレルを與ふ、是よりスウェーデンの勢全く衰へ、ロシア勃興の機運其頂點に達せり。

第六章 プロシアの勃興

一、プロシアの勃興

プロシアはもとブランデンブルク選帝侯國とプロシア公國と合併して成れるものにして(プロシアはバルト海の東岸ウイスツラ河口の東部地方の名稱)、一六四〇年フレデリキ・ウイレルム選帝侯となるに及び國威大に振ひ、其子フレデリキ三世、イスパニア王位繼承の役にドイツ帝を援け、プロシア王の稱號を許され(一七〇一年正月即位す)フレデリキ一世と稱し、ベルリン(Berlin)に都す、其子フレデリキ・ウイレルム一世次で立ち、勤儉尙武を國是とし、國政を整へ、教育を奨め、農工商を奨勵し、軍制を改革し大に兵備を擴張せしかば國富み兵強く、其子フレデリキ二世の立つに及び空前の大偉業を大成するに至れり。

二、フレデリキ大王の即位

王生れて柔弱、幼にして文學遊戲を好み、特

に音楽の嗜深く、資性嚴酷にして勤儉尙武の風に富める父王と常に衝突して非常なる迫害を受け、一時王宮を逃れてイギリスに走らんとせしが成らず、爾來翻然悟る所あり、具に辛酸を嘗め嚴正なる訓練を経て、一七四〇年廿七歳にして父王の後を承けプロシア王となるに及びオーストリア王位繼承の役及び七年戦役に關係して遂にプロシアをしてヨーロッパ各國に對峙せしむるに至れり。

三、オーストリア王位繼承の役と七年戦役

1. オーストリア王位繼承の役

イ、原因 ドイツ皇帝カロロ六世男子なきを以て深く前途を憂ひ（ドイツ古來の習慣は女子相續を許さず）一七一三年相續令（Pragmatic Sanction）を發布しオーストリアの全領を其女マリア・テレサ（Maria Theresa）に譲り列國の承認を得しが、一七四〇年帝歿して、マリア・テレサ其遺領を繼承し及び

びバワリア侯カロロ、サクソニア公オーグスト及びイスパニア王フィリポ五世各其繼承權を主張して其領地を争ひ、ヨーロッパ列國も亦此れに干渉して終に戦亂を見るに至れり。

ロ、第一戦役 一七四一年プロシア王フレデリキ兵を出してシレツアを占領す、バワリア侯カロロ亦フランス、イスパニアの援助を得て、兵を擧げてオーストリアを侵し、翌年推されて皇帝となりカロロ七世と稱す、オーストリア女王マリア・テレサ兩方面に敵を控ゆるの不利なるを知り、シレシアの大半をフレデリキ王に與へて對オーストリア同盟を脱せしめ、次ぎてイギリス、サルヂニアの援を得て大にバワリア軍を破る。

ハ、第二戦役 フレデリキ王は其後オーストリア軍の勢盛なるを見てシレシアの地の危からんことを憂ひ、再びバワリア、フランス等と同盟してオーストリアを侵せしが、カロロ七世歿してテレサの夫フランシス一世帝位に

2. 七年戦役

即きしかばフレデリキ王はオーストリアとドレスデン(サクソニアの首府)に和議を結びて、シレシアの領有を確定し、次ぎて列國は一七四八年アーヘンに會して和議を結び、此にオーストリア王位繼承の役終はる。

二、アーヘンの和議 (一)一七一三年に發布せられたるオーストリア家相續令承認せられ、(二)列國各其侵地を返還せり、但プロシアはシレシアを得、オーストリアはパルマ、ピアチエンザ等をイスパニアに與ふ。

1. 原因 (一)マリアテレサはシレシアを回復せんとして、兵制を改め、行政を整理し、農工商を奨励し大に國力を養ひ以て時期の至るを待てり、(二)ロシア、フランス、イスパニア、サクソニア等の諸國プロシアの強盛なるを嫉みオーストリアを助けてプロシアを壓服せんとして遂に戦亂の破裂を見るに至れり、而してイギリスはフランスに對する政策上プロシヤを援く。

ロ、七年戦役(一七五六—一七六三年に至る) 一七五六年フレデリキ大王急に兵を率ゐてサクソニアに侵入し首府ドレスデンを陥れしかば、オーストリアは其罪を鳴らして宣戰を布告し、次でロシア、フランス以下の諸國と結んでプロシア軍を撃ちしが、フレデリキ王の勢當るべからず、殆んど連戦連勝の有様なりしが、交戰數年に亘り、軍資盡き兵疲れ、形勢俄かに一變して一七五九年クネルスドルフ(Kunersdorf)(プロシアのオーデル河の東岸に位す)の激戰に大敗して、王將に自殺せんとするに至れり、加之一七六一年には、イギリスに政變ありプロシアに對する軍資の供給を絶らししかばプロシアの勢大に蹙まりしが、會々ロシアの女帝エリサベタ歿してペテロ三世位に即き同盟を脱して却てプロシアを援け、次でイギリス、フランス間の和議成りフランス亦兵を撤せしかば形勢忽ち一變し一七六三年フベルツブルグの和議を見るに至れり。

ハ、フ・ベルツブルク條約 (一) 各國の境界は舊に依り、(二) プロシヤはシレシヤを保ち、(三) マリア・テレサの子ヨセフ二世を皇帝に推擧すべきことを約す。

3. 戦後に於けるプロシヤの經營

オーストリア王位繼承の役終はるや、フレデリキ王は銳意國政の改良を圖り、行政を改め、司法權を獨立せしめ、文學技術を獎勵し殖産工業の進歩を計り、兵制を革め軍備を擴張せしかば國運蔚然として進めり、かくて七年戰役起り、獨力ヨーロッパ各國に當り連年兵を用ゐしを以て國內一時頗る疲弊せしかども、戰終はるや、農工商を勸め、學術技藝を獎勵して大に戰後の經營に力め殊に七年間獨力よく列國に當りしを以て國威大に揚り他日中ヨーロッパの覇權を握るの基を開けり。

第七章 北アメリカ合衆國の獨立

一、新大陸に於けるヨーロッパ各國の植民政策

1. イスパニアの政策
 コロンブス新大陸を發見せしより、イスパニア人の此地方に向ひ探險を試むる者多く、一五一九年にはコルテス、メキシコを一五二四年にはピサロ、ペルーを、一五三五年にはアルマグロ、チリを攻略して漸次其版圖を擴め、爾後百年間はイスパニア獨り勢力を此地に専らにせり。

2. オランダの政策
 イスパニアの勢力衰ふるとともにオランダは早く新

大陸に注目し、一六一八年西インド商會を組織しニウ・アムステルダム植民地を作り次で西インド諸島をも占領し、盛に植民政策を勵行せしが、後間もなくイギリスの爲めに其權を奪はるるに至れり。

3. イギリスの政策
 イギリスは一五八八年イスパニアの無敵艦隊を撃破してより植民地に對する事業俄かに勃興しエリサベタ女王の世已にアメリカにバーシニア植民地を開き、次でオランダよりニュー・アムステルダムの地を

奪ひニュー・イングランド植民地を創設してより漸次其境域を擴張するに至れり。

4. フランスの政策

フランスも亦十六世紀の末より既にカナダに植民しルイ十四世の時ミシシッピ河兩岸の地を領有してルイシアナ植民地を起し其領土漸次イギリスに接近し遂に兩者の衝突を見るに至れり。

5. 植民地に於けるイギリス、フランスの衝突

一七五六年ヨーロッパに於て七年戦争起るや、イギリス、フランスの兩國は其植民地に於て互に相争ふに至れり、而してイギリス軍常に勝利を占め、カナダ及びフランス領西インド諸島は悉く其占領する所となり、北アメリカに於けるイギリスの勢力は日に盛なるに至れり。

二、北アメリカ植民地の獨立

1. 獨立の原因

北アメリカに於けるイギリス政府の勢力盛なるに至るや其

植民地に對する政策は漸次專制に傾き植民地人民の不平漸く高まるに至れり特に七年戦役以後政府の財政頗る困難となりしかば植民地の人民に課税せんとし、一七六五年議會の協賛を経て印紙條例を發布し植民地に於ける商業上の取引、土地賣買等の契約には總て印紙を貼るべきことを定めしかば植民地の人民は議會に代議士を出さざるが故に課税せらるるの理なしとて大に之に反抗せしを以て、政府は已むを得ず一時之を廢止せしが、其翌年則ち一七六七年更に茶、紙、硝子、繪具等に課税せり、然るに之れも亦植民人の反抗に遇ひ茶税以外を廢止せしが、一七七三年ホストンにて茶船狼藉事件起り、イギリス政府遂に兵力を以て之を威壓せしかば植民地十三州の人民大に激昂して一七七五年各州の委員ファイラデルフィアに會してウオシントン(Washington)指揮の下に獨立軍を起し、次で其翌一七七六年七月四日獨立宣言書を天下に發布せり。

2. 北アメリカ植民地の獨立

北アメリカ植民地民獨立の報ヨーロッパに傳はるや、フランス、イスパニアは兵を送りて獨立軍を援け（フランスのラファイエット、ポーランドのコツシウィシコ等の志士亦多く渡米して獨立軍に投ず）ロシアは武装中立同盟を起して陰に援助を與へしに因り獨立軍の勢大に振ひ一七七七年サラトガ(Saratoga)（ニューヨーク州にあり）にイギリス軍を破り、一七八一年英將コーンウォリスをヨークタウン(Yorktown)に圍み之を陥れ主將以下七千餘人を捕虜とせしよりイギリス政府の意大に挫け一七八三年九月ベルサイユ(フランス國パリの西南一〇哩にあり、ブルボン王家の宮殿所在地)の和議を見るに至れり。

3. ベルサイユの條約

(一) 北アメリカ合衆國(北アメリカ植民地は獨立宣言後、一七七七年十三州聯合してアメリカ合衆國を組織せり)の獨立を承認し、(二) イギリスはカナダ、ニュー・ファウンドランド島、ノヴァスコチアを保ち、(三) セネガルをフランスに、フロリダ及びミノルカをイスパニアに讓與せり。

三、北アメリカ合衆國政府の確立

1. 合衆國憲法の制定 一七七九年合衆國新憲法の制定成る、聯邦共和政體にして元老院、衆議院の二院制度より成り、任期四年の大統領を選んで行政を總監せしむ。
2. 新國會の召集 一七八九年新國會召集せられ、ジョージ・ワシントン選ばれて大統領となる。
3. 奠都 一七九一年都をワシントンに奠む。

第八章 ロシアの侵襲とポーランドの滅亡

一、ロシアの東方侵襲

ロシアのシベリア侵略はイバン四世の時、ユサツ

クの名長イルマク、オビ河畔の地を征略せしに始まり、其後の諸帝概ね其遺志を紹ぎ一六三二年の頃カムチャツカに達し、ペテロ大帝の時、一六八九年ヘルチンスク條約により清國との境界を議定し、一六九七年初めて日本と交渉を開く。

二、ポーランド王位継承の役

1. 原因 一七三三年ポーランド王オーグスト歿し其子オーグスト三世、スタ

ニスラ・レスチンスキと王位を争ひ遂に戦亂を見るに至れり。

2. 戦役

ドイツ帝及びロシアの女帝アンナはオーグストを助け、フランス、イスパニアはスタニスラを援け、交戦數年に及び互に勝敗ありしが、一七三八年ウイーン條約成りてスタニスラ王位を棄て、ロートリンゲン公となり、オーグスト三世王位に即く、是よりロシアはポーランドに干渉すること漸く盛なるに至れり。

三、カタリナ二世の政策

一七六二年ロシアの女帝カタリナ二世其夫ペテロ三世を弑殺して位に即きペテロ大帝の遺志をつぎ大に侵略主義をとり、専ら心をトルコ、ポーランド方面に注ぎ、もし出來得べくんば全トルコを征服し都をコンスタンチノブルに遷さんとの大野心を抱けり。

四、ポーランドの滅亡

1. ポーランドの第一次分割 一七六四年ポーランド王オーグスト三世歿

し國內紛擾を極む、ロシアのカタリナ二世其寵臣を推舉して王となし、遂に兵力に訴へて大に干渉を試みしかば、ポーランドの國人は大に憤慨しトルコの援を得て之に抗ぜしかばカタリナ兵を出して先づポーランドを征し、更にトルコを攻めて大に之を敗る、プロシア王フレデリキ二世之を見て獨りロシアの強大に赴くを懼れオーストリアと結んでロシアに交渉し一七七二年遂に三國の間にポーランド第一次分割を行ひ各々其國境に接せる地を略取せり、

其後ロシア、トルコの和成り、ロシアは黒海北岸の一部を得。

2. 第二分割

第一分割の後國人大に憤慨し、一七九一年憲法を改め選舉王

制を廢して世襲とし、國會の決議を多數決となす等頗る見るべき改革を施さ

んとせしが、カタリナ二世之を見て悦ばず、私かにロシア黨の貴族を煽動し

て新憲法に反抗せしめ、兵を送りて之を助けしかば、志士コッシウーシコ

(Kosciuszko)等義兵を擧げしがロシア軍の破る所となり、新憲法全く破棄せ

られ、次でプロシア王フレデリキはポーランドの志士の懇願ありしにかゝは

らず、ロシアに獨り利益を得られんことを畏れ、援兵を興へざるのみならず、

却てロシアと兵を併せてポーランドに侵入し一七九三年第二次分割を行ふ。

3. 第三分割即ちポーランドの滅亡

第二分割後ロシアは益々ポーラ

ンドの内政に干渉し頗る暴狀を極めしかば、一七九四年コッシウーシコ等再

び義兵を擧げ其勢一時盛なりしが、將士内に相和せず遂にロシア軍の乘ずる

所となり、コシウーシコ擒にせられ、獨立軍の勢全く衰ふ、此處に於てロシ

アは一七九五年プロシア、オーストリアの二國と協議し第三次分割を行ふ、

ポーランド全く滅ぶ。

第四編 最近世史

第一章 フランス革命

一、フランス革命

1. 革命の原因 フランス革命は最近世史上に於ける最大事件にして、其關係する所極めて大にして、其原因亦頗る複雑なるも今之を大別して左の如く分つ。

- (一) ルイ十四世及びルイ十五世時代に於ける戦争と豪奢との爲め財政困難を極め、其結果人民の負課益々重くなれり。
- (二) 政府冗官多くして統一を缺き行政司法ともに亂る。
- (三) 土地財産の分配頗る不平均にして貧富の懸隔甚だしきと上級人民則ち貴族

僧侶は賦税輕く且つ種々の特權あるに於ては下級人民は常に重税賦役

に苦み且貴族僧侶の壓制に苦しむ。

- (四) 民主主義を抱けるモンテスキュー、ホルテール、ルソー等の唱道せる革新文學の影響

- (五) 北アメリカ合衆國の獨立

- (六) ルイ十六世優柔不斷にして斷乎たる處置をとる能はず、數々王后マリア・アントアネット及び朝臣等の助言に動かされしこと。

2. 革命の發端

ルイ十六世即位の後、財政の紊亂を救濟せんがため、チウルノー(Turgot)、ネッケル(Necker)、カローヌ(Carloune)等を拔擢して財政整理の任に當らしめしが、常に貴族僧侶等の妨害に遇ひて目的を果さず、一七八九年五月ネッケルの献策に基き國會を召集せしが、貴族僧侶及び平民の間に衝突起り、平民分離して別に國民會を組織す、政府武力を以て之を威嚇せしか

ば、暴民蜂起してバスチーユ(Bastille)の獄を破壊し以て革命の先驅をなせり、同時に地方にも暴動起り貴族國外に遁走するもの多し。

3. 革命の破裂

イ、ルイ十六世の幽閉と其逃走　バスチーユの暴動の後ルイ王はパリを出でてベルサイユに至り、しきりに軍人の甘心を求めんとせしが、同年十月暴動再び起り數萬の暴民ベルサイユの王宮を襲うて、王は頗る危地に陥りしかば、王后等とともにラファイエット將軍擁護の下にパリに歸り遂にチュレーリー王宮に監禁せらる、是より改革派はしきりに國政の改良を企て、一七九一年穩和改革派の首領ミラボー(Mirabeau)歿するに及び、世論頗る過激に流れしかば、王は危害の其身に及ばんことを畏れて、同年六月パリを逃れメッツ方面に至らんとせしが途中に於て捕へられ再びパリに護送の上宮中に幽閉せらる、王の幽閉の報ヨーロッパ各國に傳はるや、オースト

リアはプロシアと同盟してルイ王を援けて、王權の恢復を圖らんとせり。

ロ、新憲法の發布と立法議會の成立　ミラボーの歿後改革派は溫和共和説を主唱せるジロンド黨(Gironde)過激共和説を主張せるジャコベン(Jacobins)の二派に分れ、後者には有名なるロベスピエール、ダントン、マラー等ありて盛に過激なる改革説を唱へ、ルイ王の逃走後王政を廢して共和政をしかんとせしが、王黨に制せられて果さず、遂に王にせまりて新憲法に調印せしめ、一七九一年十月之を發布せり、是より貴族僧侶の特權廢せられ、寺領は沒收せられ、地方區劃改まりて自治制設けらる、是に於て國民會は其任終はれりとして自ら解散し立法議會之に代りしが議員三黨に分れ、其中の過激共和主義なるジャコベン黨尤も其勢力を振へり。

ハ、共和政治の成立　一七九二年オーストリア、プロシアの同盟軍フランスの國境にせまる、フランス軍之を防ぎて利あらず、人心頗る動搖しパリの

暴民蜂起して（彼等は外國軍の侵入を以て國王が敵國に内通し其援兵を求めたるによるなりと誤解して此暴動あり）チエーレリーの王宮を襲ひしかば王は逃れて議會に至りしに議會直に之を捕へてタンプルの獄中に幽閉し次で王黨を虐殺し、同年九月兵を送つて同盟軍を撃破し、立法議會を解散して國民議會を以て之に代へ、遂に王政を廢して共和政を宣言し、尋で同年十二月議會自から法廷となり王を審問して死刑を宣告し翌年正月死刑を執行せり。

4. 革命時代

イ、保安委員會の成立 ルイ十六世處刑の報、ヨーロッパ各國に傳はるや、

オーストリア、プロシアは云ふに及ばず、イギリス、オランダ、イスパニア、スウェーデン等の諸國同盟して大軍を起してフランスの四境にせまり、國內勤王黨の一揆亦起る、シアコベン黨先づツロンド黨を併し國論を一定し

保安委員會を設け、マラー、ダントン、ロベスピエール等委員となりて國事を議決し、カルノー（Carnot）等をして兵を率ゐて聯合軍を各方面より撃破せしめ尋で國內の反亂をも鎮定せり。

ロ、恐怖時代 保安委員會の内憂外患を鎮定するや、其狂暴益々甚しく、委員を各地に送りて其政敵を禁囚殺戮せしめ、遂に王后マリア・アントニア、ト、ローラン夫人以下千餘人を捕縛して悉く死刑に處せり、加之制度風俗の上にも全く極端なる手段を用ゐて大改革を行ひ、度量衡を改正し、共和曆を作り、耶穌教を嚴禁し、僧侶を廢し、寺院を破り、道理崇拜教を創む、既にしてシヤコベン黨亦穩和、過激の兩派に分れ互に相軌轢せしが、ロベスピエール巧に兩者の間に入り、先づ過激派を扑し次でダントンを殺害し獨り全權を握り、益々暴威を振ひ銃殺溺殺等により虐殺を恣にせしかば遂に國民の反抗を受け、一七九四年其黨九十餘名とともに捕へられ死刑に處

せらる、是よりシヤコベン俱樂部は解散せられ、國民集會再び權力を恢復し、恐怖時代漸く終を告ぐ。

ハ、監督官政治時代 一七九五年新議會は新憲法を制定し、上下兩院を置き、五人の監督官を任命して國政を執らしめんとせしが、王黨及び中等社會のもの之を悦ばず、亂を起してチユイレリ宮を襲ふ、ナポレオン・ボナパルト(Napoleon Bonaparte)議會の命を受けて之を鎮定す、是に於て新憲法により組織せられたる政府成り、革命政府の基礎稍確立するに至れり、新政府則ち財政の困難を補充せんがため且革命の氣運を外國に鼓吹せんがため侵略主義をとり、モロー、シウルダンの二將をしてドイツに、ナポレオンをしてイタリアに侵入せしむ。

二、外國侵略

1. イタリア征服

一七九六年ナポレオン數萬の軍を率ゐて、北イタリアに入り連戦連勝、サルヂニアを降し、オーストリア軍を破り更に進んでオーストリアの都ウィーンにせまらんとせしが一七九七年カムポ・フォルミカの和議成り、オーストリアはオーストリア領ネーデルランドをフランスに譲り且つチサルピナ共和國(イタリアのロンバルデア地方)及びイタリア共和國(ジエノバの北)の創設を認定せり。

2. 諸共和國の設立

一七九五年オランダはフランスの侵略を受けて、バタビア共和國となり、一七九八年ローマ法王擒にせられてローマ共和國起り、スウイスはフランスの干渉によりてヘルヅエチア共和國となり、何れもフランスの保護の下にあり。

3. エジプト遠征

ナポレオン已にオーストリアを服し、更に政府の命を受けてイギリスを討伐せんとせしが、その海軍力の不完全なるを知り、先づエジプトを征して、イギリスの商業上に大打撃を興へて之を苦めんと欲し、

一七九八年五月三萬五千の兵と四百餘艘の船艦を率ゐてツィロン港を發し、途次マルタ島を占領し、七月アレクサンドリア府附近に上陸し、進んでカイロ府を陥れ下エジプトを征服せしが、其艦隊アブキール(Aboukir)灣内の海戦にイギリスの將ネルソンの爲めに殲滅せられ、一時頗る失望せしかども、翌年進みてシリアに入りしがアツカに於て敗れ目的を達する能はずしてエジプトに退く。

イ、統領政治 一七九九年ヨーロッパ各國イギリスの主唱により對佛大同盟を組織し、頻りにフランス軍を破る、時に監督官政府の威信亦地に墜ち形勢頗る危きに臨めり、ナポレオン、エジプトにあり之を聞きて同年十月急に歸國し武力を以て政府を扑し國會を解散し、統領政府を組織し、三人の統領を置きて國政を處理し、自から第一統領となりて其實權を握る、

二、ナポレオン一世の事蹟

1. オーストリア征討 ナポレオン、パリに歸り統領政治を組織するやイギリス、オーストリアの兩國は之を承認せずして壓く迄反抗の態度を取しかばナポレオンは先づオーストリアを討伐せんがため、將軍モローに十萬の兵を授けてライン地方よりオーストリアに侵入せしめ、自ら四萬餘人を率ゐて一八〇〇年アルプの嶮を越え再び北イタリアに侵入し、同年七月大にオーストリア軍をマレンゴ(Marengo)に破り、尋でモローも亦ホーヘンリンデン(ドイツ國上バウリアの一村)にて大にオーストリア軍を撃破し、兩軍相懸じて將に國都ウィーンを衝かんとせしかばオーストリア遂に屈して一八〇一年リウネビル(フランス國パリの東一八〇哩にあり)に和議を結びライン左岸の地を悉くフランスに割讓せり。

2. イギリスとの和議 時にイギリス政府、財政困難に陥り、人民亦平和を望むもの多かりしかば一八〇二年終にフランスとアミアン(Amiens)に條

約を結び、トリニダット（南米ペネツエラ附近の小島）、及セイロン島を除く外悉く其侵地を還せり。

3. ナポレオン、フランス皇帝となる。ナポレオンはイギリスとの講和以後、専ら内治に心を用ゐ、人材を登用し、行政及び教育を刷新し法典（Code Napoleon）を編纂し、徴税法を改め、舊教を恢復し、道路溝渠を修築し、學術技藝を奨励する所、盛に國勢の發展を圖りしかば、非常に國民の歡心を得、一八〇二年擧げられて終身統領となり、一八〇四年五月國民多數の希望により遂に帝位に登る（翌年イタリア王を兼ね）。

4. 對佛同盟諸國との戰

イ、對佛同盟の成立 一八〇三年イギリス、フランスに對してアミアンの條約を履行せず、且頗る敵意を表し、ロシア、オーストリア、スウエーデン、ナポリ等の諸國と結んで對佛大同盟を作る。

ロ、トラファルガルの海戰 ナポレオン對佛同盟成立の報を得て大に怒り此機に乗じてイギリスを討伐せんとし、しきりに艦隊牽制運動を行ひつゝありしが、一八〇五年十月フランスの提督ビルヌーブ（Villeneuve）が率ゆるフランス、イスパニア聯合艦隊はイギリスの提督ネルソン（Nelson）の率ゆるイギリス艦隊とイスパニアの南方トラファルガル岬（Trafalgar）附近にて會戦し大敗して、全艦隊殆んど滅ぶ（ネルソン亦此戰に歿す）。

ハ、アウステルリッツの戰 フランス艦隊はトラファルガルの海戰に殆んど全滅の不幸を見るに至りしかど、ナポレオンは少しも驚かず、自から陸兵を率ゐてオーストリア領内に攻め入り、連戦連勝の勢を以て國都ウィーンを陥れ、更に敵軍を追撃して同年十二月二日オーストリア、ロシアの聯合軍とアウステルリッツ（Austerlitz）（オーストリアの北方モラビアの都市）に會戦し、大に之を破り、オーストリアをして對佛同盟を脱し、且プレス

ブルグ條約によりベネチヤ地方をフランスに割讓せしむ。

二、神聖ローマ帝國の滅亡 是よりナポレオンの勢益々盛にして一八〇六年ドイツ、ライン地方の十六州はライン同盟を結び、ナポレオンを仰いで其保護者とせり、是に於てドイツの統一破壊せられ、ドイツ帝フランシス二世は帝位を去りて單にオーストリア皇帝となりフランシス一世と稱す、オット大帝以來(九六二年)連綿として繼承し來れる神聖ローマ帝國は此に滅亡せり。

ホ、プロシア征伐 プロシアは一七九五年フランスと和議を結びてより、久しく嚴正中立を守りしが、ナポレオンの漸次其境域内に侵入せんとするを畏れ、一八〇六年ロシア、イギリスと同盟してフランスに向ひ戰を宣す、ナポレオン直に兵を率ゐてプロシアに攻め入り十月エーナ及アウエルステットにプロシア軍を撃破し更に進んで國都ベルリンに侵入し、轉じてポー

ランドに入り翌年ロシア軍をフリードランドに破り終にロシア、プロシアをしてチルシット(Tilsit)プロシアのニーメン河畔にありし條約を結びしむ。へ、チルシット條約 ロシアはワルシアア公國の創立を認定し、ナポレオンの弟ヨセフのナポリ王たること、ルイのオランダ王たること、シエロームのウエストファリア王たること及びライン同盟を承認し且大陸條令に加盟す、プロシアは一億三千四百萬フランの償金を課せられ、ライン及びエルベ兩河間の地をフランスに割き、兵備を制限せられ、且大陸條令に加盟せり。

ト、大陸條令の發布 ナポレオン、プロシア軍を撃破して國都ベルリンを蹂躪するや、ベルリン條令一名大陸條令(Continental System)を發布し、ヨーロッパ大陸の諸國とイギリスとの通商貿易を嚴禁し、以てイギリスを苦めんとせり。

チ、ポルトガル及びイスパニアの征服 一八〇七年ポルトガル大陸條例を拒みしを以て、ナポレオン兵を送りて其地を占領し、次で一八〇八年イスパニア王をして王位をナポリ王ヨセフに譲らしめしが、兩國人はナポレオンの下に服従するを欲せず、イギリスの援助を得て、フランスの守備兵を放逐し反旗を翻せしかばナポレオンは大に怒りて自から大軍を率ゐてイスパニアに攻め入り國都マドリッドを陥れヨセフをしてイスパニアの王位に復せしむ。

リ、オーストリアの再征 ナポレオン、イスパニア征討中オーストリアは其虚に乗じて再び兵を擧げてフランスに叛す、ナポレオン其報を得て直に軍を班して之に當り、連戦連勝の勢を以て長驅ウィーンを陥れ更にドナウ河を渡り、一八〇九年七月ワグラム(ウィーン)の東北約十哩にある一小村)に於てオーストリア軍を粉碎し、ウィーンの和議によりオーストリアをして地

を割き且大陸條例に加盟せしむ。

5. ナポレオンの全盛

一八一〇年ナポレオン、其皇后ヨセフィナの子無

きを理由として之を廢してオーストリアの皇女マリア・ルイザを娶りて皇后となし、翌年一男子を擧ぐ、是より一八一二年に至る迄はナポレオンの全盛時代にして、其版圖北はバルト海よりベルギー、オランダの全部を含み、南はイタリアの大部及びアドリア海岸のイルリアに跨り、ウエストファリア、ナポリ、イスパニアには近親及び部下の將を封じ、オーストリア、プロシア、ロシア等を同盟國とし、ヨーロッパ大陸の全部を其勢力の下に左右するに至り。

三、ナポレオンの失勢とウィーン列國會議

1. ナポレオンの失勢

イ、失勢の原因 (一)連年兵を用ゐたる結果大に其兵力を減殺し、(二)大陸條例

發布の結果諸國の商工業急に衰頹し諸國民の不平、反抗を高む、(三)併呑せる地方に對し歴史習慣を無視して新政を布きしを以て其反動起り遂に叛亂を見るに至れり。

ロシア征伐　ロシアは大陸條例の自國に不利なるを見て之を履行せずして私かにイギリスと通商せしかばナポレオンは遂にロシア遠征の師を起し、一八一二年五月五十萬の大軍を率ゐてロシアに攻め入り九月國都モスクバを陥れしが、全市焼矢して久しく留まる能はず遂に退軍に決せしが、偶々ロシア軍の逆撃する所となり、全軍大敗してナポレオン僅かに身を以て逃る時漸く寒く、フランス軍飢寒に苦み生還者僅かに十餘萬人のみ。

ハ、ライプチツヒの激戦とナポレオンの廢位　ナポレオン大失敗の報ヨーロッパ各國に傳はるや、其壓制の下に屈服したる諸國は一時に蜂起して對佛大同盟を組織せり、即ちプロシヤ、ロシヤ、スウェーデン、オーストリアの

四國を主腦として漸次フランスにせまる、ナポレオン、之れとリュツェン・ドレンデン等に戦ひ一時勝利を得しも、一八一三年十月ライプチツヒ(Liepnitz)(サクソニアの大都)の大激戦に於て大敗してパリに歸りしが同盟軍の追撃する所となり、一八一四年三月パリ城陥り、同年四月ナポレオン遂に帝位を辭してエルバ(Elba)島(コルシカ島とイタリアのトスカナ州との間にあり)に退く。ルイ十六世の弟ルイ十八世迎へられて王位に登り王政復古す。

2. ウイーン列國會議

1. ウイーン會議　一八一四年九月オーストリア、ロシヤ、イギリス、プロシヤ、フランス以下數國の代表者オーストリアの都ウィーンに集まりナポレオンが騒亂せるヨーロッパ諸國の善後處分につきて議せしが各國互に其利害を説き相反目し議容易に決せず、偶々ナポレオン再舉の事あり、會議

一時中止せり。

ナポレオンの再擧と其末路 ナポレオン、エルバ島にあり、ルイ十八世
 専制政治を行ひ大に人望を失ひ、人民ナポレオンを追慕するもの多きを耳
 にし一八一五年三月密かにエルバを脱してフランスの南岸に上陸す、人民
 狂奔して之を迎ふ、ナポレオン即ちパリに入り再び皇帝の位に即く、ルイ
 王イギリスに奔る列國之を聞き大に驚き再び戦を開くに決し、イギリスの
 將ウエリントン(Wellington)を總指揮官としプロシアの將ブリュヘル(Bru-
 cher)とともにベルギー地方に進軍してナポレオンを撃たしむ。六月十八
 日兩軍ワーテルロー(Waterloo)(ベルギー國ブルッセル市の南一哩にあ
 り)に會し大激戦ありしが、ナポレオン遂に敗れて再びパリに歸リアメリ
 カに逃れんとして果さず遂にイギリス軍の爲めに捕へられ同年十月セント
 ヘレナ(St. Helena)島に流され、イギリス官吏の監督の下に不快なる生活

を送ること數年一八二二年五月遂に病を得て歿す享年五十又二

ナポレオン敗亡後ルイ十八世再び王位に復す、佛國パリ條約を結んで、フ
 ランスの境域を一七八九年の舊に復し、且償金七億フランを出さしむ。

ハ、ウィーン會議の結果 ウィーン會議はナポレオンの再擧により一時中止
 せしが、一八一五年六月蒼惶議事を終はり、各國委員の調印あり、全文百
 廿一條より成る今其主要なる者を擧ぐれば

- (一)イギリスはフランス、オランダ植民地の一部とマルタ島とを得、(二)プロ
 シアはサクソニアの半部、ポメラニア、ウエストフリア、ライン諸州を
 得、(三)オーストリアはベネチア、イルリアを恢復し、(四)ロシアはワルシア
 アラ公國をポーランド王國として其王位を兼ね、(五)オランダはオーストリ
 ア領ネーデルラントを得て王國となり、(六)スウェーデンはノルウェーを得
 (七)スウイスは永久中立の聯邦となり、(八)イスパニア、サルヂニア、モデナ、

ナポリ、法王領等を舊主に還し、(九)ドイツ聯邦組織成り、三十九州及び四自由市より成り、オーストリア其聯邦議會を總轄し。

第二章 フランス革命後のヨーロッパの國情

一、神聖同盟とメツテルニヒの政策

1. 神聖同盟

一八一五年九月ロシア帝アレクサンドル一世の首唱によりケリスト教の神聖なる主義に基き神聖同盟を結び、イギリス、ローマ法王及びトルコを除きヨーロッパの諸國悉く加盟す、オーストリアの宰相メツテルニヒ(Metternich)其實權を握る、此同盟の主旨はもとヨーロッパの平和を維持し且宗教を保護するにありしが、其内實は各國君主の權勢を保護し、民權自由の抑制にありき。

2. メツテルニヒの政策

メツテルニヒは一八〇九年以來オーストリアの

宰相となり、外交に長じ、よくウィーン會議を制して之を收めしが、フランス革命以後オーストリアは其影響を被むり較もすれば自由主義の唱道せられんとするの傾あるを見之を壓逼せんがため極端なる鎖國主義をとり探偵を放ち檢閲を嚴にし、以て新思想の流入を禁ぜり、而して獨り其本國のみならず、漸次イタリヤ及びドイツ等にも盛に其壓制手段を試みるに至れり。

イ、ドイツ自由主義の抑壓 一八一七年ドイツ學生の自由主義運動起り、プロトブルグ城内(ドイツ國ワイマルの西四四哩にあり、宗教改革の際ルートル一時此處に避難せり、一八一七年十月十八日恰も其三百年期に當る、故に學生は其祭典を行はんがために此處に集まる)に學生大會を開き大に政府の保守政策を非難し、尋で學生サンドはロシアの機密探偵を刺殺して益々騷擾を増せり。メツテルニヒ即ちドイツ聯邦諸國と謀り學生の結社を解散し、言論の自由を束縛せり。

ロ、イ・ス・パ・ニ・アの一揆 一八二〇年イ・ス・パ・ニ・アに一揆起リフェルデナンド王に逼りて憲法を再興せしめしが、神聖同盟はフランスをして之に兵力干渉を行ひ舊態に復せしむ。

ハ、イ・タ・リ・アの動搖 イ・タ・リ・アはウィーン會議後數小國に分れ特にオーストリアの勢力盛にして其壓制を被むること甚しかりしかば人民激昂しカルボナリ（炭燒黨、炭燒人の假裝をなして密會したるを以て此名あり）なる秘密結社を結び、イ・タ・リ・アの統一と自由主義の勵行とを圖れり、一八二〇年イ・ス・パ・ニ・ア革命の報達するやナポリの人民先づ起り王に迫りて新憲法を發布せしむ、メツテルニヒ之を聞き翌年ライバッハ（Laybach）に列國會議を開き其結果オーストリアは直つに兵をイ・タ・リ・アに送りて暴動を鎮定しナポリ王をして舊政治を行はしむ。

ニ、ポ・ルト・ガ・ルの騒動 一八二〇年イ・ス・パ・ニ・ア革命の報至るやポルトガル人蜂起して、憲法を制定しジョアン六世をブラジルより迎へて王位に即かしむ、メツテルニヒ即ち干渉を試み列國會議の結果フランスをして出兵せしめてイ・ス・パ・ニ・アの革命黨を撲滅せしむるとともに、ポルトガルに干渉して憲法を破棄し國王をして舊制を復せしむ、此時南アメリカのブラジル獨立して本國と分離す。

二、イギリス、フランスの形勢

1. イギリス 此頃イギリスはトリー黨勢力を逞うし穀物條例を發布して輸入穀物に重税を課し、一八一六年不作の爲め人心動搖せしかば政府、集會出版等の自由を制限し大に民望を失ひしが、外交に於てはカンニンカ外務大臣となり神聖同盟に反對の政策を採りて大に其面目を施せり。

2. フランス フランスにては亂後ルイ十八世位に復し、亂後の形勢に鑑み極めて溫和主義をとり、一八一六年極端王黨の勢力を占めたる議會を解散し、

新憲法に則り政を行ふ、然るに其後神聖同盟の影響を被むり漸次専制主義に傾き、メツテルニヒ等と協力して各地の自由主義を撲滅することを勉む。

三、アメリカ諸國及びギリシアの獨立

1. アメリカ諸國の獨立　イスパニアは十五世紀の終、コロンブスが新大陸を發見せし以來、盛に其植民政策を獎勵せしを以て南北兩アメリカに於ける其領土は極めて廣大なるものなりしが、ナポレオン有勢時代以來其本國に於ける勢力の衰ふるとともに此等の諸植民地は漸次に獨立するに至れり、即ち一八一七年チリ及びベネズエラの獨立を先驅として南アメリカの諸國（一八一七—一八二五年の間に）メキシコ（一八二一年）中央アメリカ（一八二一年）相次で獨立し、又一八二二年にはポルトガルの植民地ブラジル獨立して後帝國となる、是に於て神聖同盟は此等諸國の獨立を以て革命運動の一なりと考へ兵力に訴へて之を抑壓せんとせしが、イギリスの宰相カニングが

メリカ合衆國の大統領モンロー(Monroe)とに妨げられて果さず。

2. モンロー主義(Monroe Doctrine)　神聖同盟のアメリカ諸國獨立に

干渉せんとするやアメリカ合衆國第五大統領ジエームス・モンローは飽迄反對の態度をとり、一八二三年十月教書を出して、ヨーロッパ列國のアメリカ諸國に干渉するはアメリカ合衆國の平和及び安寧を害するものなれば飽く迄反對せざるを得ずと宣言せしかば、さすがのメツテルニヒ等も如何ともなす能はずして止む。是れ則ちモンロー主義と稱するものにして、爾來十九世紀の終に至る迄アメリカ合衆國外交の根本主義となれる者とす。

3. ギリシアの獨立

イ、原因　(一)トルコの武威大に衰へ國政舉らず、且其政治領る苛酷にしてギリシア人を苦しむること極めて大なり、(二)ギリシア古文學の研究により昔日の隆盛を回想し、且異教徒・異人種の支配により大なる刺撃を受け遂に

獨立心を惹起せり。

ロ、ギリシアの獨立 一八二一年トルコ領モレアに叛亂起る、ギリシア全土相次いで叛旗を翻す、トルコ政府兵を送りてモレアを討滅し、殘虐を極む、是に於てヨーロッパ諸國深くギリシアに同情を表し、或は軍資兵器を送り或は其軍に投じて之を援くるものありしかど、トルコの勢盛にしてギリシアの形勢日に窮まりしかば、一八二七年イギリス、ロシア、フランス三國の間にギリシア保護同盟成り、次で三國の聯合艦隊はトルコ、エジプトの艦隊をナバリノ(Navarino)に全滅し(一八二七年十月)、ロシアの陸軍はドナウ河を渡りてトルコに侵入せしかば、トルコ大に驚き一八二九年アドリアノプルの和議成りギリシアの獨立承認せらる、其後ギリシアは王國となり、パルリアの王子オット迎へられてギリシア王となる。

第三章 フランス政體の變遷とイギリス

政治上の革新

一、七月革命及び其影響

1. 七月革命

イ、原因 一八二四年フランス王ルイ十八世歿して其弟カロロ十世位に即く、驕暴にして思慮乏しく、專制政治を恢復せんとして屢々國民の反抗を受く。

ロ、革命の破裂 一八三〇年三月カロロ王國會に臨み國王の特權は憲法より重きを説き議員の反抗を招きしかば遂に之を解散し、更に總選舉を行ひしが、反對黨の議員多數なりしを以て憲法第十四條(王は國家危急の場合には法律に代ゆるに勅令を以てすることを得)により、同年七月二十五日未だ召集せざる議會を解散し、選舉法を改正し、出版の自由を制限せしがば、

パリの暴民蜂起して王宮を圍む王逃れてイギリスに走る、**カルレアン公ルイ・フィリップ**人民に迎へられ新憲法に宣誓して王位に即く、之を七月革命と稱す。

2. 七月革命の影響

1. **ベルギーの獨立** ベルギー、オランダの兩國はウィーン會議の決議により合併せられて一王國となりしが、もと此兩國は宗教、言語、經濟上に於て全く正反對のものたりしを以て、兩者常に衝突して其分裂早晚免れがたきものたりき、偶々フランスに於て七月革命あり其影響遂にベルギーに及び一八三〇年八月國都ブルッセルに於て暴動起り、假政府を建て獨立を宣言し屢々オランダ軍を破る、翌年イギリス、フランス、ロシア等の諸國ロンドンに會議を開きベルギーの獨立を承認せり、ドイツ聯邦コブルグ家のレオポルド迎へられて王位に即く、オランダは此決議に服せず、**オランダ**は未だ力に訴へたりしも死國の干渉により一八三九年遂に力を承認せり。
- ロ、**ポーランドの叛亂** ベルギー獨立の報至るや、ポーランド人亦叛亂を企て、同年十一月ワルシヤに暴動起り、新政府を建て其勢一時頗る盛なりしも國民の團結革命ならず、將士内に相反目して遂にロシア軍の乘する所となり、翌年九月ワルシヤ陥り、尋で叛亂全く平ぐ、是よりロシアはポーランドの憲法を中止し、特別行政を廢止し、純然たる屬領地として之を處理するに至れり。
- ハ、**ドイツの動搖** 七月革命の影響はドイツにも波及しフランススイク、ヘッセ・カッセル、サクソニア等に於て革命運動起りしが、何れも憲法發布又は其改正を約して鎮靜に歸せり。
- ニ、**イタリアの擾亂** イタリアも亦七月革命の影響を被むり、一八三一年モデナ、パルマ二國は其君主を逐ひ假政府を建て、法王領にも亦叛亂起り、

僧官を廢し、法王の權力を全滅せんとせしが、オーストリアは兵を出して之を鎮定せり。

ホ、スウイスの改革 スウイスはウィーン會議の結果として二十一州の聯邦より成り、個々獨立の有様なりしが、七月革命の影響を受け、國內一時動搖せしが、一八三一年聯邦會議を開きて民主政治を斷行することを議決せり。

ヘ、ドイツの税關同盟(Zollverein) 一八一八年以來プロシア卒先して北ドイツ諸國にはかり税關同盟を組織し内地の關税を廢し、且國境關税を一定して經濟上よりドイツの統一を計り、一八三四年には南ドイツの諸邦悉く之れに加盟しプロシアの勢漸くオーストリアを壓せんとす。

二、イギリスの政黨政治

1. 選舉法の改正

斷行し、一八三二年選舉區改正法案を議決して之を實行するに至れり、蓋し當時の選舉區は十四世紀に規定せるものにして爾來土地の興廢、人口の増減に大變化ありしにもかゝはらず、何等の修正をも加へざりしを以て頗る不平の點多く、歴代の政治家其不都合なるを知り之を改良せんとせしが、常に貴族に制せられて果さざりしが、今や此案議決せられ、腐敗選舉區廢止せられて新興の大市之に代はり、選舉資格者は前日に倍するに至り、政黨政治上其面目を一新するに至れり。

2. 穀物條例の廢止 是より先きイギリスにては穀物條例を發布し輸入穀物に重税を課し、國內の工業を保護せんとせしが、其結果反つて勞働社會を困しめて商工業の發達を妨ぐることも多かりしを以て自由貿易派のリチャードコブデン(R. Cobden) ションプライト(J. Bright) 等非穀物條例同盟を結びて是が廢止を計り一八四六年漸く兩議院を通過して其目的を達せり。

是より先き一八三七年國王ウィルヘルム四世歿し、王姪ビクトリア女王位に即く。

三、二月革命及び其影響

1. 三月革命

イ、原因 フランス王ルイ・フィリップ即位の初、憲法を遵奉し、自由主義を行ふべきことを誓ひたるにかゝはらず、内治外交ともに失敗して内は政黨（アルボン黨、ボナパルト黨、共和黨等）の争ひあり、外にはエジプト及びイスパニアに對して大に國威を損じ、終に國民の反抗心を買ひ、大内亂を惹起するに至れり。

【附】(一)エジプトの太守メヘメット・アリ、トルコに對し叛旗を翻すやルイ・フィリップ王は其請により援助を與ふることを約せしも、イギリス、ロシア、オーストリア等の反抗を蒙りて果さず、大に其威信を損す、(二)一八四六年ルイ・フィリップ王はイスパニアに其勢力を振はんとの野心に驅られ其第二子をしてイスパニアの王妹を娶らしめ、イギリスの感情を害し、ルイ王の威信全く地に墜つ。

□、革命の破裂 一八四二年二月二十二日フランス民間諸黨相合して選舉法改正宴會をパリに開かんとするや、政府干渉して、之を禁止せしかば、人民怒りて暴動を起し、混亂三日に亘り、暴徒遂にチュエーレリー王宮を侵す
 フィリップ王位を太孫パリ公に譲り、王后等とともに王宮を脱してイギリスに逃る、此を二月革命と云ふ。

ハ、共和政治の成立 フィリップ王イギリスに逃れて、社會黨及び共和黨は相合して假政府を建て先づ國民工場を起して無職業者を集めしが後漸く其弊害あるを知り之を閉鎖せしに暴民亂を起せしかば政府兵力に訴へて遂に之を鎮定せり、是に於て新憲法を定め、共和政治を宣言し任期四年の大統領

を選んで之に行政權を委ぬ、十二月十日ナポレオン一世の甥ルイ・ナポレオン選ばれて大統領となる。

2. 二月革命の影響

イ、オーストリアの暴動とハンガリアの獨立運動 フランスに於ける二月革命は隣邦オーストリアに波及して三月ウィーンに暴動起り次ぎてホヘミヤにも暴動蜂起して其勢極めて盛なりしかば革命主義抑壓の總首長たりし、宰相メツテルニヒ遂にイギリスに出奔し、皇帝フェルヂナンド位を其甥フランツ・ヨセフに譲りしがハンガリア人は之を承認せざりしかばオーストリア兵を送りて之を鎮壓せんとせしが、却て國民の反抗を招ぎルイ・コッシート(Kossuth)を元首として叛旗を翻し其勢頗る盛なりしが、ロシアの援軍來りオーストリア軍とともに之を討伐するに及びハンガリア軍破れて

ロ、ドイツに於ける革命運動 オーストリアに於て革命運動起るとともにドイツに於ても民權擴張及び新憲法の制定等を主張する者多く出で、プロシアの都ベルリンを中心として、バーデン、ウエルテンベルヒ、サクソニア及びバウリア等には何れも暴動起れり、プロシア王フレデリキ・ウイルヘルム四世は新憲法を制定し、聯邦議會を開くことを約し、同年五月第一議會をフランクフルトに開き憲法を制定して翌年之を確定せり、かくしてプロシアは立憲王國となり、其後北ドイツ同盟を作りて其霸權を握らんとせしがオーストリアの反抗に遇ひ果さずして止む。

ハ、イタリア統一抗動 ウィーン革命暴動の報イタリアに到るや、サルヂニア王カロロ・アルベルトを始め北部イタリアの諸地悉くオーストリアに向て戦を宣し半島統一を圖りしが、一八四九年三月カロロ・アルベルトはオーストリア軍とノヴァラに戦ひ大敗して即日陣中にて位を太子ビクトリア。

エマヌエロ(Victorio Emanuele)に譲りてホルトガルに逃る、オーストリア
即ち各地の叛亂を平げ依然として勢力を振へり。

第四章 ナポレオン三世の事蹟

一、フランス第二の共和政治とナポレオン三世の即位

1. フランス第二の共和政治

フランス二月革命後王制を廢して共和政
を布き、ルイ・ナポレオン舉げられて大統領となり、茲にフランス第二の共和
政治の成立を見るに至れり、ナポレオン大統領となるや夙に伯父ナポレオン
の偉業に倣ひ事を成さんとするの野心を抱き、職權を利用して腹心の士を要
路に擧げて己が援とし、法王に媚びて僧侶の歡心を買ひ、領内各地を巡覽し
て民心を收め、一八五二年十二月機を見て非常政變を行ひ、反對黨を捕へ議
會を解散し一般投票によりて新憲法の規定により任期十年の大統領に任ぜら
る。

2. ナポレオン三世の即位

ナポレオン十年期の大統領となるや、益々
其權勢を一身に集め、名は共和政治と雖も内實帝政に異ならず、是に於て元
老院は帝國を再興しナポレオンをして帝位に即かしめんことを發議し、國民
大多數の賛成を得て一八五二年十二月二日、公然帝政の成立を告げ、ナポレ
オン帝位に即きナポレオン三世と稱す。

即位の後熱心公國內の秩序恢復を圖り且伯父の偉業に倣ひ外戰に赫々たる功
績を上げ以て民心を收めんと欲し、遂にクリム戰役、イタリヤ獨立戰役等に
干渉するに至れり。

二、クリム戰役

1. 原因

1. ロシアの南下政策
ロシアはハテロ大帝及びカタリナ二世の政策を奉じ

常に志を南方に抱き機を見て南下せんとす、一八二五年ニコラス一世位に即き、イギリスと約してトルコを兩分し自からバルカン半島を取りイギリスにエジプトを與へんとせしが、イギリスの反對に遇ひて果さず。

□、聖地問題 會々ベテレヘムの聖地保護に關し、トルコはロシアの要求を容れずして爲めに兩者の間に葛藤を生じ、一八五三年ロシア帝は水師提督メンシコフをしてコンスタンチノブルに赴き強硬たる談判を試みしめしもトルコ頑として聞かず、同年十月終に宣戦を公布し、ロシアも亦同十一月宣戦の詔を下せり。

2. 英佛同盟

ロシア軍進んでトルコを侵す、イギリス、フランスの兩國はトルコを援けんが爲め、其聯合艦隊は已にダーダネルの海峽にあり、ロシアの軍威盛なるを見て、其翌一八五四年三月終にロシアに對して宣戦を布告し先づバルト海方面のクロンスタット(Cronstadt)(ロシアの國都ペテルブルグの灣口にあり同國第一の軍港)を攻撃せしが抜く能はずして遂に南方に轉じ黒海方面よりクリム半島を圍みてセバストポール(Sebastopol)の要塞を攻撃せり。

3. 其他の列國の態度

プロシア、オーストリアは中立の態度を執り、サルヂニアは列國の歡心を得てイタリヤ統一を全うせんとして、一八五五年正月英佛同盟に加入し、兵を送りて聯合軍を援く。

4. セバストポールの陥落

一八五五年三月ロシア皇帝ニコラス一世歿し其子アレクサンドル二世立つ、列國此機に乗じロシアと和議を結ばんとせしが成らず、九月同盟軍は總攻撃を開始し同月九日漸く之を陥る、(一八五四年十月十七日より翌年九月九日に至る迄三百五十一日間の包圍攻撃)かくて翌年三月イギリス、フランス、ロシア、トルコ、サルヂニア、オーストリア、プロシア等の列國委員パリに會して和議を結ぶ、ナポレオン三世實に其議長

たり、之より其威望、民望漸く盛なるに至れり。

5. パリの和議

(一)ロシアはドナウ河口諸地方の保護權を撤去し、(二)黒海を中立とし各國軍艦の通航を禁ずれども、商船の自由通航を許す、(三)黒海に於けるロシアの軍艦を制限し、及其沿岸に造兵廠を設くるを禁ず。

三、イタリアの統一

1. イタリア統一に於けるナポレオン三世の事蹟

フランスに於

ける二月革命の影響としてイタリアに於て獨立の氣運一時大に高まりしがオーストリア軍の討滅する所となり、依然としてその壓服の下に従へり、會々英邁なるビクトリア・オ・エマヌエル出で、サルゲニア王となり、賢相カブール(Cavour)を用ゐて、しきりにイタリア統一の業を企て、機を見て事を擧げんと欲せり會々フランス皇帝ナポレオン三世は、クリム戰役に於て偉勳を奏し、さなくとも野心満々たる際なりしかば、イタリア獨立運動の氣運稍高まれる

を見て、私かにフランスの保護の下にイタリア聯邦を組織し自ら其實權を握らんと欲し、一八五八年七月プロンピエール(フランスの東北ボーズの一部會温泉あり)の浴場にてカブールと會し、サルゲニアを援くることを約せり

2. イタリア統一運動

1. サルゲニアの開戦とナポレオンの援軍 カブール、サルゲニアに歸り、

大に戰備を整へ、一八五九年戰亂終に破裂せしかば、ナポレオン三世大軍を率ゐてイタリアに入りサルゲニアを援けてオーストリア軍を撃ち、同年六月マジエンタ(Magenta)、ソルフエリノ(Solferino)等にて大に之を破りしが、偶々プロシア、オーストリアを援くるの恐あり、且サルゲニア、イタリアを統一して自己の目的を達する能はざるを畏れ(ナポレオン、イタリア聯邦を作り己れ其實權を握らんとす)ナポレオンは急にオーストリアとピラフランカに會して和議を結び次でチャーリヒにて本條約を締結せり。

□、**チウーリヒ條約** (一)オーストリアはロンバルヂアをフランスに與へ次で之をサルヂニアに讓る、(二)モデナ、パルマ、トスカナ、法王領等を各舊主に返附す、(三)イタリア聯邦を組織してローマ法王を其盟主とす。

3. **イタリア王國の成立** ビラフランカの和議成るや、サルヂニアの宰相カプールは憤怨の情禁する能はずして一時職を辭せしが、翌年正月復職して、ナポレオンに應援の報酬としてニースとサボヤの兩地を與へ、中部イタリアのトスカナ、パルマ、ロマニア、デモナ等の諸州を合せ、サルヂニアの勢力漸く振へり。

恰も此時志士ガリバルヂ(Garibaldi)は義勇軍を率ゐてシチリアに入り全島を征服し更に轉じてナポリを平定せしかばカプールは之を見てサルヂニア王に勧め出軍せしむ、一八六〇年十月王自らナポリに至りガリバルヂと會見せしに、ガリバルヂは其征服せる南部イタリアの諸地をサルヂニア王に獻じ、王とともにナポリ王の據れるガエタ城を陥れ遂にナポリ王國を平げ、サルヂニアに合併せり、是に於てサルヂニア王は一八六一年新議會をトリノに開きて、イタリア王と稱し、翌年都をフィレンツェに奠め、法王領及びベネチアを除く外全イタリアを統一せり。

4. **イタリア統一の大成** イタリア王國成立の後ガリバルヂは兵を起してローマを併せんとしたりしが、イタリア王はフランスを憚り、兵を送りて之を鎮め、次でフランスの守備兵はローマに駐屯して之を守れり、一八七〇年プロシア、フランス戰役起り、フランス、ローマの駐在兵を撤去するや、イタリア王は此機に乗じローマを占領し、一八七一年七月都を此に遷しイタリア統一を全うせり(是より先きプロシア、オーストリア戰役起るや、イタリアはプロシアに與みして、戰勝の結果ベネチアを得)。

第五章 プロシアの強盛

一、プロシア王ウイレルム一世の即位とフランクフルト

聯邦會議

1. プロシア王ウイレルム一世の即位 一八六一年プロシア王ウイレルム一世位に即く、ビスマルク(Bismark)を擧げて宰相となし、ローン(Roon)を陸軍大臣に任じ、深く時勢に鑑み、頑硬なる議會の反抗に屈せず、軍制を鞏め、軍備を擴張し以てドイツ統一の素志を貫かんとし、除に機運の至るを待てり。

2. フランクフルト聯邦會議 一八六三年オーストリア皇帝フランシス・

ヨセフ、ドイツ聯邦會議をマイン河畔のフランクフルト(Frankfurt)に召集す、プロシア王ビスマルクの言を用ゐて出席せず、加之此會議の決議案に

對して強硬なる反抗を試みオーストリアの計畫をして全く無効に終はらしむ

兩國の反目之より漸く高まれり。

二、シウレスウイヒ、ホルスタイン事件

1. シウレスウイヒ、ホルスタイン問題 一八六三年デンマルク王フレ

デリキ七世歿して嗣なく、ガリユツクスベルヒ公クリスチャン九世入つて王位に即き、シウレスウイヒをデンマルクに合併する憲法を認可せしかば、プロシア、オーストリアの兩國は協同して其憲法を廢止せんことを求めたるも、デンマルク王は之を拒絶せしを以て兩國遂に兵を出してデンマルクを伐つ。

【附】シウレスウイヒ・ホルスタインの兩州はもとデンマルクの配下に屬せしが、此頃分離してドイツ聯邦内に入らんことを望みしを以てデンマルク王フレデリキ七世は其紛擾を畏れ兩州を割きてシウレスウイヒを自國に合併することを公にして歿す、クリスチャン九世其遺志をつぎ之を實行

せるなり。

2. **デンマルク戦争** 一八六四年プロシア、オーストリアの聯合軍進んでデンマルクを侵し、アイデル河を渡り、連戦連勝の勢を以て進撃せしかばデンマルク王は止むを得ずして和議を求めシウレスウイヒ、ホルスタンの兩州及びラウエンブルグを兩國に與ふ。

3. **戦後の處分** プロシアは此兩州を合併せんとし、オーストリアはプロシアをして得る所なからしめんとして兩々相持して下らざりしが、一八六五年八月がスタイン條約成りプロシアはシウレスウイヒをオーストリアはホルスタインを治むることなれり。

三、プロシア、オーストリア戦役

1. **原因** プロシア、オーストリアの兩國の相争ふや久し、プロシアは新進の勢を以てドイツ聯邦の牛耳を執らんとし、オーストリアは舊來の勢力を以て其覇權を維持せんとし、此兩勢力の衝突は早晚免れがたき所なり、況んや一八六三年にはプロシアはフランクフルト聯邦會議に出席を拒み且其決議を無効ならしめオーストリアの非常なる悪感を招けるあるに於てをや、今や、シウレスウイヒ、ホルスタイン問題はガスタイン條約により一日落着を告げしかどオーストリアはプロシアの頻りに戦備を治むるを知り、聯邦會議を開き其決議によりガスタイン條約を破棄して、此兩州をアウグステンブルグ公に與へ獨立國としドイツ聯邦に入らしめんとせしかば、プロシアは極力之に反抗して遂に兩國の衝突を來し戦を開くに至れり。

2. **戦役** 一八六六年六月プロシア、オーストリアの兩國遂に戦を開く、フランス中立を宣言し（戦未だ起らざる際プロシアの宰相ビスマルク、フランスに至りナポレオン帝に謁し密約する所あり）、イタリア、プロシアと同盟してオーストリアを討つ、プロシアの作戰計畫已に熟し、三十餘萬の軍兵、將軍モ

ルトケ指揮の下に南ドイツに侵入し、サクソニア、ハンノフェル等に於て大にオーストリア軍を破り、諸軍進んでボヘミアに入り七月ケーニヒスグレッツ(Königsgrätz)及びサドワ(Sadowa)附近にオーストリアの總督ベネデックの率ゆる大軍と戦ひ大勝を得、更に連戦連勝の勢を以て國都ウィーンにせまる、是に於てオーストリア終に勢屈し八月ブラーグに和議を結ぶ。

3. ブラーグの和議

(一)オーストリアはシュレンスウィヒ、ホルスタインに關する一切の權利をプロシアに譲り、(二)ドイツ聯邦を解散し、新に北ドイツ聯邦を組織してプロシア其盟主となる、(三)プロシアは償金二千萬ターレルを得

(四)イタリアにベネチアを割譲す。

四、プロシア、フランス戦役

1. 原因

1. フランス皇帝ナポレオンの野心 ナポレオンは即位の後クリム戦役に干

渉して偉勳を奏せしが其後イタリア獨立運動、メキシコ及ポーランド事件等に對する外交政策に於て失敗を重ね大に民望を失ひしかば、事を擧げ赫々たる勳功を顯はし以て其聲望を恢復せんと密かに時機の至るを待てり。

□、ルクセンブルク問題 ナポレオン、ルクセンブルグを買収せんとてオランダに謀りしにプロシア主として之に異議を挿み、一八六七年ロンドン會議の結果ルクセンブルグは中立國となりしかば、ナポレオン大にプロシアを怨む。

ハ、イスパニア王位繼承事件 一八六八年イスパニアに内亂起り女王イサベタを廢して假政府を建てホーヘンツォルレン家のレオポルド親王(プロシア王の一族)を迎へて王となさんとす、ナポレオン此報を得て大に憤慨しプロシア王にせまり之を止めんことを要求せしが、會々レオポルド自ら王位の候補を辭せしを以て、事一旦落着せしが、ナポレオンは之に満足

せず、更にプロシア王に迫りて將來決してレオポルドをしてイヌパニアの王位を望ましめざるべき誓約を求めしにプロシア王は斷然其要求を退けしかば、兩國の平和遂に破裂し、一八七〇年七月フランス先づ宣戰を公布しプロシア亦兵を動かせり。

2. 戰 役

イ、開戰の初に於けるプロシア、フランス兩軍の形勢　プロシアは一八六八年オーストリアとの戦争以來盛に軍備を整へ、作戰計畫亦已に成りしかばフランスにて宣戰を公布するや、直に出師準備を命じ、總軍八十萬、分れて三軍となり電光石火の勢を以てフランスの國境にせまる、南ドイツの諸邦悉く之に應ぜり、然るにフランスは戰備未だ成らず、殊に南ドイツ諸邦の援助を豫期せしに計畫全く齟齬し、加之オーストリアは中立を宣言し、イタリヤ亦同盟の望絶えて、ナポレオンの計畫悉く破れ、フランス軍頗る窮境に陥る。

ロ、戦争　一八七〇年八月プロシア皇太子の率ゆる第三軍はフランスの將軍マクマホン(Mac-Mahon)の大軍をウエルト(Worth)に撃破してより、プロシア軍殆んど破竹の勢を以てフランスに侵入し、メッツ(Metz)、ストラスブルグ(Strassburg)の二要塞を包圍せしかばナポレオンはマクマホンとともにメッツを救はんとして却て敵の敗る所となりセダン(Sedan)に籠城し、退路を斷たれ同年九月殘兵十萬四千餘人と共にプロシア王の軍門に降る。敗報パリに達するや人心頗る激動し帝政を廢して、共和政となし假政府を立て名士ガンベタ(Gambetta)専ら事に當る。プロシア軍進んでパリを圍む、籠城四ヶ月一八七一年一月城遂に陥り、ベルサイユに假條約を結び五月フランクフルトの本條約により之を確定せり。

ハ、フランクフルトの條約　フランス、プロシアにエルサス、ロートリンゲン

五、ドイツ帝國の再興とフランス共和政治の確立

ンの二地を割讓し償金五十億フランを拂ふ。

1. ドイツ帝國の再興

プロシア、フランス戦役中南ドイツの諸邦は北ドイツの諸國とともにプロシアを盟主として、其旗下に屬し各地に轉戦し艱苦をともにせしかば已に一國民の氣風を生じ、北ドイツ同盟に加入し遂にドイツ聯邦を組織するに至れり、尋でパワリアの發議によりドイツ聯邦の盟主は宜しくドイツ皇帝の尊號を受くべしとのことを決せしかばプロシア王ウイルヘルム一世は其議を容れ一八七一年一月十八日フランスのベルサイユの王宮に於て皇帝の位に即き、次でフランスと平和の後ベルリンに新國會を召集し、新憲法を制定せり是に於てかドイツの統一漸く成り、ドイツ帝國再興せり。

2. フランス共和國の確立

フランスは戦後共和政を布き大統領チエール(Thiers)熱心戦後の經營に就事し、治績大に見るべきものありしが、國內不平の黨相集まり反抗し、チエール職を辭して將軍マクマホン之れに代はり新憲法を制定して共和政治初めて確立するに至れり。

第六章 北アメリカ合衆國の南北戦争とメキシコ、

フランスの交渉

一、北アメリカ合衆國の膨脹

1. 版圖の擴張

北アメリカ合衆國は一八八三年獨立の業を完うしてより國勢駁々として進み、先づミシシッピ河以東のイギリス領を割取して大に其版圖を擴め、次でフランスよりルイジアナを(一八〇三年)、イスパニアよりフロリダを(一八一九年)購入して益々其版圖を擴張せり。

2. メキシコ戦争

其後、合衆國は西南部のテキサス州をメキシコより買収せんとせしが、メキシコ應ぜざりしも、テキサス州の人民は合衆國に合せん

二、北アメリカ合衆國南北戦争

1. 原因

ことを望み本國に叛して共和國を建て、遂に合衆國に合せり。然るに其境界問題につき兩者の間に衝突を來し一八四六年五月兩國互に宣戰を公布し、合衆國軍進んでメキシコを侵し殆んど連戰連勝の勢を以て國都メキシコにせまり遂に之を陥る、かくて一八四八年二月兩國の和議成り合衆國はテキサス州の外ニューメキシコ及びカリフォルニアの兩地を得。

イ、南北事情の相異 北部諸州は氣候寒冷土地不毛なるを以て重に商工業を營めども、南部諸州は土地豊饒にして氣候良好なるを以て盛に奴隸を使役して綿花栽培を主として重に農業に従事す。

ロ、政黨上の争 南北ともに共和主義を抱くと雖も、北方は鞏固なる共和的中央集權制をとり、南方は純然たる民主的の共和主義を抱くもの多く、其

結果政治上常に相反目衝突せり。

ハ、奴隸廢止問題 アメリカ發見以來黑人を輸入し之を使役するの風大に行はれしが、北アメリカ植民地の自由を宣言して獨立の業を大成するや、奴隸使役の人倫に戻るを悟り之れが存廢の論極めて盛にして、北部の人は一一致共同して極力其廢止を主張せしが、南部の人民は奴隸を耕作に使用して農業を營むを以て、之れが廢止は其生計上非常なる打撃を被むるを以て極力之に反對し、數十年間互に相反目論争して止まず。

2. 南北戰役 一八六〇年奴隸廢止黨の首領リンカーン(Lincoln)選ばれて大統領となる、南カロリナ州先づ合衆國より分離し、翌年ミシシッピ、フロリダ以下の十州亦之れに倣ひ、南部十一州を以て別にアメリカ聯邦を組織し政府をリチモンド(Richmond)に置き、ジェフアーソン・デービス(Jefferson Davis)を大統領に選ぶ、一八六一一年四月南北戦争起り、初は南部の勢盛にし

て北部の都ウォーシントン亦一時危かりしが、一八六三年奴隷廢止令北部に於て發布せらるゝや形勢俄かに一變し、一八六五年北軍の將グラント(Grant)南部の都リチモンドを陥るゝに及び南部諸州相次で降る、是に於て戦亂漸く平ぐ。

3. 結果 憲法を改正し、奴隷の使役を嚴禁し、黒人に選舉權を與ふ、一八六五年大統領リンカーン弑殺せられ、副統領ジョンソン大統領となり、熱心戦後の經營に従ふ。

三、メキシコ事件とナポレオン三世の失敗

1. メキシコ事件 一八六一年メキシコ政府は爾後一ヶ年間一切外債の償却を中止する旨を宣言せしかばイギリス、フランス、イスパニアの三國ロンドン會議を開きてメキシコ遠征を議決す、同年十二月兵を送り、翌年二月メキシコ政府をして償金を出し、外債を償還するを誓はしめてイギリス、イスパ

ニアの二國兵を還す。

2. ナポレオン二世の野心と其失敗 フランス兵を留めて合衆國が南

北戦争の爲め紛擾を極めたるに乗じ、メキシコを征服し、ラテン民族の勢力を其地に擴張せんとして一八六二年首府メキシコを陥れ共和政治を廢し、帝國を建て、オーストリア皇弟マキシミアンを迎へて帝位に即かしむ、然るに國人服せず、加之合衆國の内亂も已に止みて、フランスの干渉を悦ばずしきりにモンロー主義を主張し、頗る強硬の態度をとりしかばナポレオン遂に勢屈して一八六七年兵を撤せり、是に於て國民蜂起しマキシミアン帝戦敗れ擒にせられ、後銃殺せらる、かくして、ナポレオンの計畫全く失敗に歸し彼が名聲大に衰ふ。

第七章 ロシアとバルカン半島

一、ケリム戦役後に於けるロシアとトルコの形勢

1. ロシアの形勢　クリム戦役半にしてロシア帝ニコラス一世歿してアレクサンデル二世繼ぎて位に即き、深く自國の失敗を嘆き、パリ條約成立後、熱心兵制を鞏め、軍備を整へ、以て時期の至るを待てり、特に一八七一年には列國にせまりて、從來パリ條約の結果として嚴禁せられし、黒海沿岸に造船所若しくは軍港を築くこと、及び黒海々上に浮ぶる軍艦數の制限等を廢止せしめしかば、其勢力俄かに勃興して隱然トルコを壓するに至れり。

2. トルコの形勢　其版圖アジア、ヨーロッパの兩洲に跨り、嘗てはヨーロッパ各國をして心膽を寒からしめたるトルコも其後綱紀弛み、政績擧らず民心日に離叛して、内亂四方に起り、ヨーロッパ各國其隙に乗じて干渉を試み、形勢日に非なるに至れり、偶々一八七五年屬領ヘルゼゴビナ、ボスニア等に叛亂起り、遂にロシアと衝突して戦を開くに至れり。

二、ロシア、トルコ戦役

1. 原因

イ、トルコの内亂　一八七五年ボスニア及びヘルツェゴビナの人民トルコ政府の壓制と宗教上の迫害とに堪へずして叛亂を企つ、モンテネグロ、セルビア等の諸國隱然之を授け其勢漸く盛なり、トルコ政府之を討伐せんとして能はず、是に於てロシア、オーストリア、ドイツの三國は深く將來を憂ひ、先づトルコ政府に内政改革の忠告を試み、次でイギリスはロシアの野心を洞察し、列國干渉を避けて單獨に内政を改革すべき旨を忠言せり、トルコ政府其忠言を納れしが、叛徒の勢力は依然として存せり。

ロ、ブルガリア虐殺事件とドイツ、フランス兩國領事の殺害　一八七六年五月ブルガリアに叛亂起るトルコ政府兵を送りて之を討ず、三萬の住民虐殺せられ一萬二千の婦女子奴隷として捕へらる、ヨーロッパ列國之を見て大

に憤慨し、會々サロニキ港に於てドイツ、フランス兩國領事の殺害事件起り、列國の憤慨益々甚だしく遂にトルコ政府に對して強硬なる談判を試み形勢頗る急なりしが、偶々トルコ帝ムラッド五世位を辭し、アブヅル・ハミッド新に位に登りしかば列國と約して暫らく事なきを得たり然るにロシアは夙に南下の大志を抱き兵備を整へて野心滿々たる際なりしかば列國に通牒してトルコ内政改革の實施をせまり其聽かれざるに及び遂にトルコに對して宣戰を布告せり。

2. 戰役 一八七七年四月ロシア軍進んでトナウ河を渡り、シブカの堅壘を陥れ、遂にプレブナ(Plevna)の要塞を圍む、トルコの名將オスマン・パシア(Osman Pasha)、此地に據りロシア軍を防ぎ、勇戰奮闘屢々敵軍を破り籠城六ヶ月に亘りしが(七月二十日より十二月十日に至る)食盡き兵疲れ勢終に屈して降參せしかば、ロシア軍長驅してアドリアノプルを陥れ、將にコンスタ

ンチンプルを衝かんとせり。トルコ政府大に恐れ、急をイギリスに告げて仲裁を求めしが、ロシアは他國の干渉を欲せず、一八七八年三月トルコとサンステファノ(San Stefano)條約を結ぶ。

ハ、サンステファノ條約 (一)トルコはモンテネグロ、セルビア、ロマーニアの獨立を承認し、(二)ブルガリアの領域を甚だしく擴張し、ロシアの保護の下に自治制を布き、(三)トルコはロシアにアルメニアの大部分とドナウ河畔の地とを割き償金一千萬ルーブルを拂ふ。

三、ベルリン會議

1. イギリスの抗議 サンステファノ條約成立の報あるやイギリスは極力之れに反抗を試みオーストリアの助を得て、ロシアに對して着々戦備を整へ風雲頗る急なり。

2. ベルリン列國會議 ドイツの宰相ヒスマルク之を憂ひ、頻りに斡旋して

一八七八年六月列國會議をベルリンに開き、イギリス、ロシア、フランス、イタリア、トルコ及びバルカン半島に於ける諸小國の代表者相合して會議を開き、ビスマルク其議長となり、激論の末ロシアは已むを得ずして大讓歩をなし、サンステファアノ條約を破棄して

(一)モンテネグロ、セルビア、羅馬ニアの獨立を認定し、(二)ブルガリアを縮小してトルコの監督の下に自治を許し、(三)トルコはテッサリアをギリシアにキプロス島をイギリスに割讓し、(四)ロシアは小アジアのベツーム、カルス、アルダハン等の數小地を得、(五)オーストリアはボスニア及びヘルツェゴビナを得、等を議決し事僅かに平ぐ。

第八章 ヨーロッパ各國の最近事情

一、三國同盟(ドイツ、オーストリア、イタリア)と二國同盟

(ロシア、フランス)

1. 三國同盟 フランスは一八七一年普佛戦争の敗後ドイツに對する報復の念盛にして、又ロシアは一八七八年ベルリン會議後ドイツ、オーストリアを怨むこと甚しく、フランスと結びてドイツに寇せんとす、ドイツの宰相ビスマルク早くも此野心を看破し、一八七九年オーストリアと秘密に防禦同盟を結びしが、此時イタリア亦ローマ法王の復仇を恐れ且つフランスに對する政策上、他の強國と結ぶの必要ありしかば、遂に此同盟に加はり、一八八三年終に三國同盟成る、

2. 二國同盟 ロシア、フランスの兩國は政體上極端なる差異あるにかゝらず、列國特にドイツ、オーストリアに對する政策上互に近づきつゝありしが三國同盟成立後殊に其必要を感じ、一八九〇年兩國同盟の密約を結び、翌九一年フランス艦隊のロシアのクロンスタッド軍港訪問を以て之を公にせり、

爾來兩國の交際漸く親密を加へ、彼我艦隊の往來は云ふに及ばず、一八九六年にはロシア皇帝親しくパリに來訪せられ翌年フランス大統領は其答禮としてペテルブルグを訪問せり。

二、ギリシア、トルコ戦争

1. 原因 地中海にあるクレテ島は久しくトルコに屬し其壓制を被むること甚しかりしかば、一八八五年以來屢々叛亂を企て獨立せんとするに至れり、一八九五年トルコ政府兵を送りて叛徒を平げキリスト教徒を迫害し、頗る悲慘を極めしかば、ヨーロッパ列國は直ちにトルコに抗議せしが、トルコ事に托して荏苒決せず、クレテ島民ギリシヤに内屬せんことを求む、ギリシヤ則ち兵を送りて該島に上陸せしめしが列國干渉して之を許さず、トルコに通謀して自治制を布かんことを忠告せしもトルコ亦聽かず、かゝる際にギリシヤは此機に乗じ北方のエピロスを略取せんとし、一八九六年トルコに向つて宣

戰を布告せしかばトルコ亦戰を宣し、戰端終に開く。

2. 戦役と其結果 トルコ軍破竹の勢を以てギリシア軍を撃破し、ギリシア軍連戦連敗、勢終に屈して和を求め、テッサリアをトルコに割讓し、償金二千萬弗を支辨す、是よりギリシアの財政極めて困難に陥り爾後終に列國の管理する所となり、殆んど獨立の體面を失へり。

三、萬國平和會議の開設

一八九九年七月ロシア皇帝ニコラス二世の主唱により萬國平和會議をオランダの都ハーグ市に開く、世界の列國各々代表者を送りて議する所あらしめしが、議徒らに空論に走り、殊にロシア帝の提出にかゝる常備軍數に制限を加へ且軍備に要する軍費を制限する事をば全々否決し、赤十字條例を海戰に適用すること及び陸戰法規に關する條約等を決定せるのみにして、ロシア帝が提出せる案は殆んど否決せられ、爾來列國日夜汲々として軍備の擴張に力め、平和主張の總本尊たるロシアも亦舊倍の軍費

を支出し、大に軍備の擴張を力むるに至れり。

四、帝王名士の計

(一)一八八一年ロシア帝アレキサンデル二世弑害せられ、アレクサンデル三世位を繼ぐ、(二)一八八八年ドイツ皇帝ウイルム一世崩す皇太子即位せしも僅かに二ヶ月にして崩じ現皇帝ウイルム二世位に即く、(三)一八九四年フランス大統領カルノー暗殺せらる、(四)一八九四年ロシア帝アレクサンデル三世崩じ、現皇帝ニコラス二世位に即く、(五)一八九八年ドイツの大政治家ビスマルク、イギリスの大政治家グラッドストン相次で歿す、(六)一九〇一年イギリスのビクトリア女王崩じ、現皇帝エドワード七世位に即く、(七)一九〇六年一月デンマルク王クリスチヤン九世歿す。

五、社界黨の跋扈

十九世紀の半頃より社界主義團體起りしが、殖産興業の隆盛とともに政界の一大勢力となり、ドイツ、フランスの兩國は其調和のため常に苦心せり、ロシア虚無黨は一八七八年に結黨式を擧げ、爾來専ら秩序の破壊と帝王の虐殺とに力め、皇帝貴族數々奇禍にかゝれり。

第九章 アジア、アフリカ及び太平洋方面に於ける

歐米各國の經營

一、イギリスのアジア經營

1. インド經營 十七世期の初、イギリス東印度會社の設立ありてよりインドに於けるイギリスの勢力は漸次強大となり、十八世紀の半頃クライブ出でてインド經營の任に當るに及び其勢力俄かに勃興して遂にガンガ河畔一帯の全權を握るに至れり、ヘイスチングス、クライブに代り初めてインド總督に任ぜらるゝや、拮据經營治績大に擧りインドに於けるイギリス勢力の基礎漸く定まれり、其後イギリスは着々侵略の歩を進め、十九世紀の半頃にはパンジヤ地方を略し更に進んで、アフガニスタンに至り、次で一八五二年ビルマを

滅し、一八五七年インドのモゴル帝國を討滅し、翌年東インド會社の政權を中央政府に移し、一八七七年にはヴィクトリア女王インド女帝の號を兼ねるに至れり。

1. 對清政策

イ、鴉牙戰爭 清の兩廣總督林則徐、廣東のイギリス商人の鴉牙二萬函を燒棄し、次でイギリス人の通商を禁ず、イギリス政府艦隊を派遣して清を討つ清軍之を防ぎて連戦連敗、一八四二年南京條約により清國をして償金を出し香港を割讓し、廣東、廈門、上海、福州、寧波等の五港を開かして兵を收む。

ロ、對清英佛戰爭 一八五六年清國南京條約を破棄す、フランス亦其宣教師を殺されたるの故を以て、イギリスと結び清を討つ、一八六〇年聯合軍進んで天津を占領し、國都北京を陥れ、北京條約によりて和を結ぶ。

二、ロシアの東方侵略

1. 東方侵略 ロシアの東方侵略は一六八九年のネルチンスク條約により、一頓挫を來せしが、カタリナ二世に至り、着々其經營の歩を進め、再び其勢力を恢復するに至れり、一八五八年アイグン條約により黒龍江以北の地を得、一八六〇年ウスリ江東の地を取り、同年ウラザボストク市を建設し、一八七五年カラフトを占領せり。

2. 中央アジア侵略 一八三九年ヒバ遠征軍を送りてより漸次タシケンダブアラ等を併せ、一八六七年トルキスタン州を置きて、ヒバ、サマルカンド等を併す。

三、中央アジアに於けるイギリス、ロシアの衝突

ロシアは中央アジアに於て、ヒバ、サマルカンド等を略し、一八八一年にはイリの一部、一八八三年にはホーカンド地方、其翌年またメルブ地方を畧して、外裏海鐵

道を敷設し、着々經營の歩を進めしが、恰も此時イギリスの勢力はアフガニスタンに入り、加ふるにインドに對する政策上、遂にロシアと利害の衝突を來し、之れと争ふこと前後二回、殊に一八九〇年にはインド地方の高原パミールの境界に關し、激烈なる衝突を來せしが、一八九五年兩國の間に協商成立して僅かに事なきを得たり。

四、フランスの後インド及びアフリカ經營

1. 後インド經營 フランスはイギリスと相並んで、インド經營に従事せしが、本國政府の政策其方針を誤まり、イギリスの爲めに全く其勢力を奪はるるに至れり、此を以て専心後インド經營に従ひ、一八五八年西貢を占領し次で交趾支那を得、一八六三年カンボチアを保護國とし、更にシヤムの地をも割取せり。

2. アフリカ經營 ルイ・フィリップの代に已にアルジェリアを占領せしが其後

イギリス、キプロス島を占領するに及び其地中海に於ける勢力を奪はれんとを恐れ一八八一年ドイツの斡旋によりイタリアの不平をも顧みず遂にチウニスを占領せり。

五、エジプトの排外運動とファシオダ事件

1. エジプトの排外運動 エジプトは一八六九年フランス人レセップスの經營によりスエズ運河の開鑿成り、一八七三年トルコ政府に献金して獨立の地位を得しが、是より財政漸く困難となり、運河會社の株券をイギリスに賣却せる結果、其財政はイギリス、フランス兩國の管理する所となりしかば、アラビ・パシヤ大に之を憤慨し、一八八一年兵を擧げ、王に逼りて新政府を作り、しきりに外國人を虐殺せしかばイギリスは大に怒りて兵を送りて亂を平げ財産管理權を獨占せり、是よりエジプトは事實上イギリスの保護國となる。
2. ファシオダ事件 フランスは其後一八九五年にマダカスカル島を保護

國とし、尋でアフリカ大陸横断策を實行せんとしてフランス領ソマリとコンゴとの連絡を試み、一八九八年には上流のフアシオダを占領せしが、イギリスの抗議を受け已むなく兵を撤す。

六、イギリスの南アフリカ經營

1. 南アフリカの二共和國 一八一四年イギリス、オランダよりケープ植民地を得しに、植民のイギリスの治下につくを欲せざるもの相率ゐて北方に移住し、トランスバール、オランジウの二共和國を建設せしかばイギリスも亦其獨立を承認せり。

2. トランスバール戰役

1. 原因 其後此地方に於て金剛石續々發見せられイギリス人の移住するもの漸く増加せしが、毫も參政權を有せずして、而かも過重の租税を貢課せられしかば、イギリスは移住外人にも參政權を分與せられんことを強請せ

しに二共和國は固く之を拒絕せしを以て遂にイギリス、トランスバール戰役を見るに至れり。

ロ、トランスバールの滅亡 一八九九年イギリス兵を送りてトランスバールを討つ、トランスバールの人民大統領クリウーゲル指揮の下に奇計を用ゐて屢々イギリス軍を破りしも衆寡敵せずして粉碎せられ、一九〇二年終にイギリス領に編入せらる

七、北アメリカ合衆國の膨脹政策

十九世紀の初期にモンロー主義を唱へ、累世其政策を襲用し來りしが、同世紀の末年に至り大に世界の趨勢に鑑むる所あり、其政策を一變して帝國主義を採用し、急に軍備を擴張して領土擴張を企圖するに至れり。

1. ハワイの合併 一八九三年太平洋上の群島ハワイ國に革命起り女王リリオカラニ廢せられて共和政治を布き北アメリカ合衆國に合せしが、後一たび

分離して一八九八年再び合併して今日に至る。

2. **フィリピンの略取** 一八九五年イスパニアの屬島キューバに叛亂起り久く鎮定せず、北アメリカ合衆國の大統領マツキンレー之に干渉してイスパニアと戦端を開きキューバ及びフィリピンにイスパニアの海陸軍を粉碎し遂にキューバを獨立せしめ、フィリピンを割讓せしめて和を講ず。

八、日清戦役と三國の干渉

1. **日清戦役** 一八九四年(日本明治二十七年)韓國東學黨の亂起るや清國天津條約(日清間)を無視して同國に出兵せしかば日本亦兵を韓國に送りて遂に兩者の衝突を見るに至れり、かくて日本軍連戦連勝、懸軍千里、遼東の地に攻め入り北京城頭旭旗を見る將に近きにあらんとせしが、一八九五年下關條約成りて清國をして臺灣及び遼東半島を割讓せしめて和を結ぶ。

2. **三國干渉** 下關條約成るや、ロシアはドイツ、フランスと結んで、所謂

三國干渉を試み、日本をして遼東半島を還附せしめ、次ぎて清國に要求してロシアは旅順口を、ドイツは膠州灣を租借することを諾せしむ。

九、清國拳匪の亂

一九〇〇年北清に義和團の亂起りドイツ公使を殺し、外國人を殺害し、外國公使館を圍み、頗る暴虐を極む、ヨーロッパ各國日本、アメリカと聯合して兵を送りて之を討じ、北京を占領し元兇を處罰し、償金を出さしめて、事漸く平ぐ。

十、日英同盟

支那帝國の保全と朝鮮の獨立とは日本及びイギリス兩國にとりて大なる利害關係を有するを以て一九〇二年北清事變を機として兩國の間に同盟を組織し、東洋に於ける位置を鞏固にせり、次で兩國は一九〇五年八月更に新協約を結び、前には防禦同盟なりしを事實上攻守同盟に改め、其範圍も清韓より更に印度に擴げ繼續期も十年とせり。

十一、日露戦役

一九〇四年日露兩國滿洲撤兵問題に關して、交渉まとまら

す、同年二月日本は遂に東洋の平和と自國の安寧との爲めにロシアに向つて戰を宣す、開戦以來海に陸に連戦連勝、向ふ所殆んど敵なく、殊に陸に於ける、奉天の大會戰には、敵の五十萬の精兵を粉碎し、海に於ける日本海の大海戰にはロシアの精銳を盡せるバルチック艦隊を全滅し、遂に北アメリカ合衆國大統領の仲裁により兩國全權北アメリカのポーツマスに會して講和談判を開き、一九〇五年九月和約成り、兩國遂に兵を收む。

第十章 最近文化史上の進歩

一、文學

1. 哲學

イ、ドイツ國に於ける哲學の發達 最近世史上に於けるドイツは學術の淵藪とも稱すべき地にして哲學の如き、他國に擯んで、盛に研究せられ、近世哲

學の泰斗と稱せらるゝカント(Kant)(一七二四—一八〇四年)を初め、フイヒテ(Fichte)、シエリング(Schelling)、ヘーゲル(Hegel)、ハルトマン(Hartmann)、シカペンハウエル(Schopenhauer)等相次いで出で、各一家の説を唱へ學術發達の基を開きぬ。

ロ、イギリス イギリスに於てはミル(Mill)、スペンサー(Spencer)(一八二〇—一九〇四年)等相次いで出でイギリス哲學界に眞生面を開けり。

ハ、フランス フランスにては十九世紀の初有名なるコンテ(Comte)(一七九八—一八五七年)出で社界學を創始し學界を利すること頗る大なりき。

2. 史學 文藝科學の進歩に伴ふて史學の研究も亦頗る進めり、就中ドイツに於て其研究尤も盛にして一八二〇年代にニーブル(Niebuhr)出で、ローマ史を公にするに及び、從來の學說を一變し史學研究上一新生面を開き、尋で世界史學の泰斗と仰がる、ランケ(Leopold Von Ranke)(一七九五—一八八六

年)出づるに及び更に一層の光輝を發揚するに至りしを以て、是よりツィーベル(Sybel)、バウムガルテン(Baumgarten)、トライイチケ(Freischke)、モムゼン(Mommsen)、ロレンツ(Lorenz)等相次で輩出し史界の隆盛殆んど其極に達せり、其他フランスのギゾー(Gizot)、テーヌ(Taine)、イギリスのマコーレー(Macaulay)、フリーマン(Freeman)等は何れも人口に膾炙たるものなり。

3. 文學

イ、ドイツ文學 ドイツ文學の兩明星として知らるゝゲーテ(Goethe)、シッレル(Schiller)十九世の初期に相次で歿せしよりホフマン(Hoffmann)、クライスト(Kleist)、ハイネ(Heine)、ハサプトマン(Hauptmann)等の諸文豪の出づるありてドイツ文學の隆盛を來せり。

ロ、イギリス文學 十九世紀の初にウァーヅワース(Wordsworth)、コルリッジ(Coleridge)の兩詩人出で新文學の先驅となりてより、スコット(Scott)、バイロン(Byron)、テニソン(Tennyson)、ダッケンズ(Dickens)、サットナー(Thackeray)等の文豪及びカーライル(Carlyle)、モロー、ラスキン(Ruskin)、アーノルド(Arnold)等の評論家相次いで出で十九世紀の英文學界を、嶄然他國に擢んでしむるに至れり。

ハ、フランス文學 十九世紀の初めシアートブリアン(Chateaubriand)、トマルチエ(Lamartine)等出で、新文學の勃興を促してより、ユーゴー(Hugo)、ゴーチエ(Gautier)、デュマ(Dumas)、ゾラ(Zola)等の諸文豪輩出し、フランス文學蔚然として起れり。

ニ、其他の諸國 ロシアのトルストイ(Tolstoj)、ノルウエーのイブセン(Ibsen)、アメリカ合衆國のロングフェロー(Longfellow)、ハメルソン(Emerson)、アーヴィング(Arving)等は何れも有名なるものとす。

二、美術

1. 建築

擬古風盛に行はれ、嶄新なる建築の様式を存せず、唯最近に至りてロマネスク式、ゴシック式若くはアラビア式等諸種の様式を折衷して嶄新なる一風を案出せんとする傾あり。

2. 繪畫

繪畫も亦擬古風盛に行はれ、フランス尤も盛にしてダビッド(David) シロデー(Giroulet)、シエリクール(Gericault)、ドサラクロー(De-la-Croix)等を初め、風景畫の名家として知らるゝコロロー(Corot)、デュプレ(Dupré)、ルーソー(Rousseau)、ミレー(Millet)等輩出し、頗る隆盛の域に進み、其他ドイツのホルネリカ(Cornelius)、オーフェルベック(Overbeck)、モリツ(Moritz)、ピロチ(Piloy)、ランバハ(Lenbach)、イギリスのスタンフィールド(Stanfield)、レイトン(Leighton)、ハント(Hunt)等何れも名聲噴々たるものとす。

3. 彫刻

彫刻はフランス、イタリアに於て尤も隆盛を極めしが、大抵擬古風にして何れも優麗を以て名あり、然るにドイツの大彫刻家トルワルドセン(Thorwaldsen)は理想的彫刻の作家として知られ、其作皆活氣を帯び眞摯簡樸の美風を保ち一世を風靡せしより後進の名家續々として輩出せり。

三、科學

1. 科學の進歩

十九世紀に於ける科學の進歩は更に驚くべきものにして天文、地理、理化、生物等の研究は何れも非常なる發達をなせるが、中にもドイツ人マイエル(Mayer)の勢力不滅説とイギリス人ダーウイン(Darwin)の進化論とは近世科學界の二大發明として知らる。

2. 科學の應用

科學研究の進歩盛なるとともに、其應用亦漸次研究せられ近世文化の上に重大なる影響を與ふるに至れり、其中重なるものを蒸氣力及電氣力の發明とす。

1. 蒸氣力 蒸氣力を初めて器械に應用せるは、イギリス人ワット(Watt)

にして、一七六九年なりき、而して之を初めて實用に供せるは一八〇七年ア

・メリカ人フルトンの汽船を作れると、一八一二年にイギリス人スチアンプ
 ンの汽車を製造せるとにありき、爾來其應用極めて盛なるに至れり。
 口、電氣力 電氣力は一八三七年アメリカ人モールスにより初めて應用せら
 れて電信機となり、一八七二年以後スコットランド人ベルは電話機を發明
 し、次で電燈、電車、無線電信等に續々應用せらるゝに至れり。

西 洋 史 後 編 終

明治卅九年六月廿四日印刷
 明治卅九年六月廿七日發行

學生參考叢書

西洋史 後編 正價金拾參錢

著 作 者

深 澤 鐔 吉

發 行 者

大 橋 省 吾

印 刷 者

東京市小石川區久堅町百八番地
市 川 七 作

發 兌 元

東京市神田區表神三町三番地
文 武 堂

發 賣 元

東京市日本橋區本町三丁目 博

文 武 堂

發 賣 元

東京市神田區表神保町 東

京 文 武 堂

特約賣捌所

大阪 盛 文 館 吉岡平助

名古屋 川瀨代助

不 許 複 製

受種低 驗珍廉 者携無 良帶無 師至無 友便比

學 生 叢 書

中學校、師範學校、高等女學校等に在學せらるる、學生諸君が、日常及び受験準備用の寶典たるべき、學生參考叢書は、專攻にして中等教育に教鞭を執らるる、諸先生の筆に成れる者なるが故に、よく要を摘み、精を蒐

各册正價拾參錢 郵送料二錢宛

考 叢 書

め、説明は親切、文章は平易、加ふるに冊子は小にして携帶に至便體裁は雅にして製本は堅牢之を繙かば必ず満足を表せらるべきを確信す、彼の酒酒世間に流布する同種の書と玉石混淆すること勿れ。

▲ 既刊書目 ▼

- ◎ 日本地理 全一冊 志賀重昂君校閱 設樂金三郎君著
- ◎ 外國地理 全二冊 哲學館大學講師 三島定之助君著
- ◎ 地文 全一冊 理學士八卷準次君 設樂金三郎君 共著
- ◎ 東洋史 全一冊 文學士丸井圭次郎君著
- ◎ 西洋史 全二冊 文學士深澤 鑣吉君著
- ◎ 西洋史年表 全一冊 文學士深澤 鑣吉君著
- ◎ 物理學 全二冊 理學士林 茂增君著
- ◎ 化學 全二冊 理學士加納清三君 理學士小林盈一君 共著

- ◎ 代數 全三冊 陸軍大學校教授 宮本 藤吉君著
- ◎ 植物學 全一冊 農學士今村 猛雄君著
- ◎ 鑛物學 全一冊 農學士今村 猛雄君著
- ◎ 國文 全一冊 哲學館大學講師 三石 賤夫君著
- ◎ 漢字異同辨 全一冊 哲學館大學講師 安藤 弘君著
- ◎ 算術 全一冊 正則豫備學校講師 宮田 耀之助君著
- ◎ 幾何 全一冊 理學士林 茂增君著
- ◎ 三角 全一冊 正則豫備學校講師 山下 安太郎君著

◎ 續次刊行科目 ◎

學生參考叢書

近刊書目

- | | | | | | |
|--------|--------|---------|---------|---------|-----------------|
| ◎動物學 | ◎生理學 | ◎日本史年表 | ◎日本歷史 | ◎國文熟語詳解 | ◎漢文熟語詳解 |
| 全一冊 | 全一冊 | 全一冊 | 全一冊 | 全一冊 | 全一冊 |
| 農學士 | 農學士 | 哲學館大學講師 | 哲學館大學講師 | 文學士 | 哲學館大學講師 |
| 今村猛雄君著 | 今村猛雄君著 | 三石賤夫君著 | 三石賤夫君著 | 小倉博君著 | 安藤弘君共
足利衍述君著 |

